

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2026 年 3 月 14 日から施行します。ただし、第 77 条の 6 第 1 項第 2 号に係る改正規定は 2019 年 10 月 1 日から適用し、第 35 条の改正規定のうち性別欄の削除、第 222 条の 2、第 223 条第 6 号及び別表第 1 号の改正規定は 2026 年 4 月 1 日から施行します。また、この公告の施行に伴い旧様式となるものは当面の間使用することができます。

2026 年 2 月 27 日

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(期間の計算方)</p> <p>第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。</p> <p>2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。</p> <p>(注) 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。</p> <p>(例 1) 3 月 20 日から 1 日間とは、3 月 20 日のみである。</p> <p>(例 2) 6 月 1 日から 1 箇月間とは、6 月 30 日までである。</p> <p>(例 3) 11 月 30 日から 3 箇月間とは、2 月末日（平年の場合は 2 月 28 日、閏年の場合は 2 月 29 日）までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(期間の計算方)</p> <p>第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。</p> <p>2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。</p> <p>(注) 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。</p> <p>(例 1) 3 月 20 日から 1 日間とは、3 月 20 日のみである。</p> <p>(例 2) 6 月 1 日から 1 箇月間とは、6 月 30 日までである。</p> <p>(例 3) 11 月 30 日から 3 箇月間とは、2 月末日（平年の場合は 2 月 28 日、閏年の場合は 2 月 29 日）までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。</p> <p><u>3 期間の計算をする場合で、開始日又は満了日を列車の始発駅出発日、乗車券類の有効期間の開始日等を起算日として、そ及して計算するときは、次の各号に定めるところによつて、これを計算する。</u></p> <p><u>(1) 日単位で規定している場合</u> 起算日は含まないで該当日を計算する。</p> <p><u>(2) 月単位で規定している場合</u> 該当の月の応当日を該当日として計算する。ただし、応当日がない場合は、該当の月の翌月の初日とする。</p> <p><u>(3) 月単位と日単位の組合せで規定している場合</u> 第 1 号の規定により日単位により該当日を計算し、更にこれを起算日として、前号の規定により月単位の該当日を計算して、これを全体の該当日とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(運賃計算キ口)</p> <p>第 14 条の 2 前条の規定によるほか、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合（幹線と地方交通線の間当社と通過連絡運輸を</p>	<p>(運賃計算キ口)</p> <p>第 14 条の 2 前条の規定によるほか、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合（幹線と地方交通線の間当社と通過連絡運輸を</p>

行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が介在する場合で、これらを通じて連続乗車するときを含む。以下同じ。)の旅客運賃を計算するときは、旅客の乗車する発着区間のうち、地方交通線の乗車区間に対する営業キロを賃率比に応じて換算したもの(以下、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては「賃率換算キロ」、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあつては「擬制キロ」という。)と幹線の乗車区間に対する営業キロを合算したもの(以下「運賃計算キロ」という。)による。

2 前項の賃率換算キロ及び擬制キロは、別に定めるものとし、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の5に規定する地方交通線の第1地帯賃率を第77条に規定する幹線の第1地帯賃率で除した値を乗じて得たもの(小数点以下1位未満のは数があるときはこれを四捨五入する。)とする。

ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の6に規定する地方交通線の第1地帯賃率を第77条の2に規定する幹線の第1地帯賃率で除した値を乗じて得たものとする。

(中略)

(他の旅客鉄道会社線を通じて連続乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの通算)

第14条の4 当社線と他の旅客鉄道会社線を通じて連続乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客の乗車区間に対し、第14条又は第14条の2の規定を適用して計算したものによる。

2 前項の規定による営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客運賃・料金の計算その他この規則に定める取扱いをする場合に適用する。

(中略)

行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が介在する場合で、これらを通じて乗車するときを含む。以下同じ。)の旅客運賃を計算するときは、旅客の乗車する発着区間のうち、地方交通線の乗車区間に対する営業キロを賃率比に応じて換算したもの(以下、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社にあつては「賃率換算キロ」、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあつては「擬制キロ」という。)と幹線の乗車区間に対する営業キロを合算したもの(以下「運賃計算キロ」という。)による。

2 前項の賃率換算キロ及び擬制キロは、別に定めるものとし、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の6に規定する地方交通線の第1地帯賃率を第77条に規定する幹線の第1地帯賃率で除した値(小数点以下1位未満のは数があるときはこれを四捨五入する。以下この条においてこの方法を「は数処理」という。)を乗じて得たものをは数処理したものとする。ただし、次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内にあつては、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線内にあつては、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の7に規定する地方交通線の第1地帯賃率を第77条の2に規定する幹線の第1地帯賃率で除した値をは数処理した値を乗じて得たものを、は数処理したものとする。

(2) 東日本旅客鉄道会社線内にあつては、地方交通線の乗車区間に対する営業キロに、第77条の8に規定する地方交通線の第1地帯賃率を第77条の3に規定する幹線の第1地帯賃率で除した値をは数処理した値を乗じて得たものを、は数処理したものとする。

(中略)

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロの通算)

第14条の4 当社線と他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客の乗車区間に対し、第14条又は第14条の2の規定を適用して計算したものによる。

2 前項の規定による営業キロ、賃率換算キロ、擬制キロ又は運賃計算キロは、旅客運賃・料金の計算その他この規則に定める取扱いをする場合に適用する。

(中略)

(東海道本線(新幹線)、山陽本線(新幹線)、東北本線(新幹線)、高崎線(新幹線)、上越線(新幹線)、信越本線(新幹線)、鹿児島本線(新幹線)及び長崎本線(新幹線)に対する取扱い)

第16条の2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1) 東海道本線及び山陽本線
中神戸・新下関間 | 東海道本線(新幹線)及び山陽本線(新幹線)中新神戸・新下関間 |
| (2) 東北本線 | 東北本線(新幹線) |
| (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線(新幹線)、上越線(新幹線)及び信越本線(新幹線) |
| (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線(新幹線)中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 |
| (5) 長崎本線中諫早・長崎間
(現川経由) | 長崎本線(新幹線) |

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間内の駅(品川、小田原、三島、静岡、名古屋、米原、新大阪、西明石、福山、三原、広島、徳山、福島、仙台、一ノ関、北上、盛岡、熊谷、高崎、越後湯沢、長岡、新潟、博多、久留米、筑後船小屋及び熊本の各駅を除く。)を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして旅客の取扱いをする。

(1) 品川・小田原間

- (2) 三島・静岡間
- (3) 名古屋・米原間
- (4) 新大阪・西明石間
- (5) 福山・三原間
- (6) 三原・広島間
- (7) 広島・徳山間
- (8) 福島・仙台間
- (9) 仙台・一ノ関間
- (10) 一ノ関・北上間
- (11) 北上・盛岡間
- (12) 熊谷・高崎間
- (13) 高崎・越後湯沢間
- (14) 長岡・新潟間
- (15) 博多・久留米間
- (16) 筑後船小屋・熊本間

(中略)

(東海道本線(新幹線)、山陽本線(新幹線)、東北本線(新幹線)、高崎線(新幹線)、上越線(新幹線)、信越本線(新幹線)、鹿児島本線(新幹線)及び長崎本線(新幹線)に対する取扱い)

第16条の2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。

- | | |
|---|---|
| (1) 東海道本線 <u>中熱海・神戸間</u> 及び山陽本線中神戸・新下関間 | 東海道本線(新幹線) <u>中熱海・新神戸間</u> 及び山陽本線(新幹線)中新神戸・新下関間 |
| (2) 東北本線 | 東北本線(新幹線) |
| (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線(新幹線)、上越線(新幹線)及び信越本線(新幹線) |
| (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線(新幹線)中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 |
| (5) 長崎本線中諫早・長崎間
(現川経由) | 長崎本線(新幹線) |

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間内の駅(三島、静岡、名古屋、米原、新大阪、西明石、福山、三原、広島、徳山、福島、仙台、一ノ関、北上、盛岡、熊谷、高崎、越後湯沢、長岡、新潟、博多、久留米、筑後船小屋及び熊本の各駅を除く。)を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして旅客の取扱いをする。

- (1) 三島・静岡間
- (2) 名古屋・米原間
- (3) 新大阪・西明石間
- (4) 福山・三原間
- (5) 三原・広島間
- (6) 広島・徳山間
- (7) 福島・仙台間
- (8) 仙台・一ノ関間
- (9) 一ノ関・北上間
- (10) 北上・盛岡間
- (11) 熊谷・高崎間
- (12) 高崎・越後湯沢間
- (13) 長岡・新潟間
- (14) 博多・久留米間
- (15) 筑後船小屋・熊本間

(中略)

(新幹線と新幹線以外の線区の特例)

第16条の3 次の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区に関し、第26条第1号ただし書、第2号ただし書及び第3号にそれぞれ規定する普通乗車券の発売、第68条第4項に規定する旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方並びに第242条第2項に規定する区間変更の取扱いにおける旅客運賃・料金の通算方又は打切方については、前条第1項の規定を準用する。

山陽本線中新下関・門司間及 山陽本線(新幹線)中新下関・
び鹿児島本線中門司・博多間 小倉間及び鹿児島本線(新幹
線)中小倉・博多間

(中略)

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

イ 普通乗車券 { 片道乗車券
往復乗車券
連続乗車券

ロ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券 { 特別車両定期乗車券
特殊定期乗車券 { 特殊均一定期乗車券

ハ 普通回数乗車券
ニ 団体乗車券
ホ 貸切乗車券

(中略)

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。
- (2) 乗車券(通学定期乗車券を除く。)を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅(着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。)を発駅とする普通乗車券を発売する場合。
- (3) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券・定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅

(新幹線と新幹線以外の線区の特例)

第16条の3 次の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区に関し、第26条ただし書に規定する普通乗車券の発売、第68条第4項に規定する旅客運賃計算上の営業キロ等の計算方及び第242条第2項に規定する区間変更の取扱いにおける旅客運賃・料金の通算方又は打切方については、前条第1項の規定を準用する。

山陽本線中新下関・門司間及 山陽本線(新幹線)中新下関・
び鹿児島本線中門司・博多間 小倉間及び鹿児島本線(新幹
線)中小倉・博多間

(中略)

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

イ 普通乗車券

ロ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券 { 特別車両定期乗車券

ハ 普通回数乗車券
ニ 団体乗車券
ホ 貸切乗車券

(中略)

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

において発売する場合。

(4) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。

(5) 急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券を発売する場合。ただし、立席特急券及び特定特急券にあつては、別に定める駅からのものに限つて発売することがある。

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限つて発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによつて発売する。

(1) 普通乗車券

前条第1項第2号の規定によつて発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前から発売する。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。

(4) 指定券

当該列車(未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車)が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、立席特急券については、別に定める日から発売する。

(5) 特定特急券

別に定める日から発売する。

2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。

(1) 普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券(第57条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。)は、

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限つて発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによつて発売することがある。

(1) 普通乗車券

有効期間の開始日の1箇月前の日から。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の7日前の日から。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であつて、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から。

(4) 自由席特急券、普通急行券又は特別車両券(指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。)

有効期間の開始日の1箇月前の日から。

(5) 指定券

当該列車(未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車)が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から。ただし、立席特急券については、別に定める日から。

(6) 特定特急券

別に定める日から。

2 前項の規定によるほか、普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券(第57条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。)は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売することがある。

同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。

(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。

3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

(中略)

(普通乗車券の発売)

第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であつて、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であつても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。

(中略)

(普通乗車券の発売方)

第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条及び第68条第4項の規定により、それぞれ片道乗車券又は連続乗車券を発売する。

3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。

(中略)

(普通乗車券の発売)

第26条 旅客が、列車に、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。

(中略)

(削る)

- (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。
- (2) 営業キロ又は第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切つて普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。

(中略)

(学生割引普通乗車券の発売)

第28条 学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第5号)第2条に規定する学校(以下「指定学校」という。)の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、第29条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

(学生割引証)

第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年(又は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下「証明書」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。

- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。
一般学校用

(中略)

(学生割引普通乗車券の発売)

第28条 学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第5号)第2条に規定する学校(以下「指定学校」という。)の学生又は生徒が、営業キロ(2枚の割引普通乗車券を発売する場合は、それぞれの営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合で、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を2枚まで同時に発売する。

(学生割引証)

第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年(又は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下「証明書」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による教育を行う学校にあつては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場の所在地を含む。)、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間(通信教育学校用にあつては乗車区間及び乗車券の種類)を記入して提出するものとする。

- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。
一般学校用

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (一般学校用)			
学 校 番 号	学 校 種 別 又 は 指定 番号	姓 名	
乗車区間	駅から 駅まで	姓 名	姓 名
乗車区間の 区間	片道 往復 連続	姓 名	姓 名
証明番号	発行年月	姓 名	姓 名
発行者の氏名 及び生年月日	第 学年(年次)	姓 名	姓 名
割引率	旅客鉄道会社 2割	姓 名	姓 名
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	姓 名	姓 名
学校所在地	学 校 名	姓 名	姓 名
学校代表者氏名	代表者 職 名	姓 名	姓 名
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	割引 コード	姓 名	姓 名
(基本運賃) (指定運賃) (区間運賃)	有 効 期 間	姓 名	姓 名
41	41	姓 名	姓 名

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(以下未滿の者を除く。)が、片道の乗車を1人1回に限り、乗車区間の区間を指定する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限り購入できます。
- この割引証は、旅行開始前において使用できます。
- 乗印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の複製は、該当のものをご用ください)してください。
- 乗印の欄以外の事項(太く丸く内を塗る。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その欄に発行者の職印、発行月の記入する事項を訂正したときは、その箇所を使用者の捺印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、記名の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表面の有効期限まで(3ヶ月間)です。

- 備考 (1) この割引証は、綠色刷りとする。
- (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)			
学 校 番 号	学 校 種 別 又 は 指定 番号	姓 名	
乗車区間	駅から 駅まで	姓 名	姓 名
乗車区間の 区間	片道 往復 連続	姓 名	姓 名
証明番号	発行年月	姓 名	姓 名
発行者の氏名 及び生年月日	第 学年(年次)	姓 名	姓 名
割引率	旅客鉄道会社 2割	姓 名	姓 名
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	姓 名	姓 名
学校所在地	学 校 名	姓 名	姓 名
学校代表者氏名	代表者 職 名	姓 名	姓 名
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	割引 コード	姓 名	姓 名
(基本運賃) (指定運賃) (区間運賃)	有 効 期 間	姓 名	姓 名
41	41	姓 名	姓 名

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の乗車を1人1回に限り、乗車区間の区間を指定する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限り購入できます。
- この割引証は、旅行開始前において使用できます。
- 乗印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の複製は、該当のものをご用ください)してください。
- 乗印の欄以外の事項(太く丸く内を塗る。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その欄に発行者の職印、発行月の記入する事項を訂正したときは、その箇所を使用者の捺印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、記名の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表面の有効期限まで(3ヶ月間)です。

- 備考 (1) この割引証は、綠色刷りとする。
- (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。
- (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、**第31条**の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、**片道又は往復**の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれ

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (一般学校用)			
学 校 番 号	学 校 種 別 又 は 指定 番号	姓 名	
乗車区間	駅から 駅まで	姓 名	姓 名
乗車区間の 区間	片道 往復 連続	姓 名	姓 名
証明番号	発行年月	姓 名	姓 名
発行者の氏名 及び生年月日	第 学年(年次)	姓 名	姓 名
割引率	旅客鉄道会社 2割	姓 名	姓 名
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	姓 名	姓 名
学校所在地	学 校 名	姓 名	姓 名
学校代表者氏名	代表者 職 名	姓 名	姓 名
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	割引 コード	姓 名	姓 名
(基本運賃) (指定運賃) (区間運賃)	有 効 期 間	姓 名	姓 名
41	41	姓 名	姓 名

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(以下未滿の者を除く。)が、片道の乗車を1人1回に限り、乗車区間の区間を指定する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限り購入できます。
- この割引証は、旅行開始前において使用できます。
- 乗印の欄は、使用者が記入してください。
- 乗印の欄以外の事項(太く丸く内を塗る。)を記入し、代表者印を捺印してください。これらの記入・捺印がないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所(発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所)に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所)に発行者の職印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、記名の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表面の有効期限まで(3ヶ月間)です。

- 備考 (1) この割引証は、綠色刷りとする。
- (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)			
学 校 番 号	学 校 種 別 又 は 指定 番号	姓 名	
乗車区間	駅から 駅まで	姓 名	姓 名
乗車区間の 区間	片道 往復 連続	姓 名	姓 名
証明番号	発行年月	姓 名	姓 名
発行者の氏名 及び生年月日	第 学年(年次)	姓 名	姓 名
割引率	旅客鉄道会社 2割	姓 名	姓 名
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	姓 名	姓 名
学校所在地	学 校 名	姓 名	姓 名
学校代表者氏名	代表者 職 名	姓 名	姓 名
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日)	割引 コード	姓 名	姓 名
(基本運賃) (指定運賃) (区間運賃)	有 効 期 間	姓 名	姓 名
41	41	姓 名	姓 名

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の乗車を1人1回に限り、乗車区間の区間を指定する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限り購入できます。
- この割引証は、旅行開始前において使用できます。
- 乗印の欄は、使用者が記入してください。
- 乗印の欄以外の事項(太く丸く内を塗る。)を記入し、代表者印を捺印してください。これらの記入・捺印がないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所(発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所)に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所)に発行者の職印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、記名の証明書を捺印しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表面の有効期限まで(3ヶ月間)です。

- 備考 (1) この割引証は、綠色刷りとする。
- (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業**会場**又は試験会場所在地住所を記入する。
- (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、**次条**の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、**片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)**となる割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれが

あるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(往復割引普通乗車券の発売)

第32条 旅客が、片道の営業キロが600キロメートルを超える区間を往復乗車する場合は、往復の割引普通乗車券を発売する。

(中略)

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

(1) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合

あるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の割引普通乗車券のみを購入するときであっても、付添人に対して往復乗車となる割引普通乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車行程・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

第32条 削除

(中略)

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

(1) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合

(2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般用

表

定期乗車券購入申込書

空欄に記入又は該当のものをご○で囲んで下さい。

定期乗車券の種別	通 勤 ・ 通 学 ・ グ リ ー ン ・ 山 手 線 均 一		
お 名 前	様 (才)		男 ・ 女
ご 住 所	電話 - -		
通勤先・用務先 又は学校名	名 称 所在地	電話 - -	
ご利用区間	駅 ~ 駅 (経 由)		
使用開始日	年 月 日		
有効期間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月	新規 ・ 継続	

18.2cm

下欄には記入しないで下さい。

年 月 日 まで			
乗車券番号	発 売 額	発行年月日	発行箇所
区 分	証明書番号	印	
普通課程・高等課程・普通職業訓練			

12.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(2) 特殊用

表

定期乗車券購入申込書

お 氏名欄は、わくの中にはっきりと大きく書いて下さい。
 お 空欄に記入又は該当のものをご○で囲んで下さい。
 お お手もとの定期券は発行窓口へお渡して下さい。

お 名 前	ご利用区間	駅 (経 由) 駅
様 才	使用開始日	年 月 日 有効期間 1 ・ 3 ・ 6 ヶ月
	種 別	通勤・通学・グリーン 山手線均一 新規・継続
ご住所	電話 - -	
通勤先 用務先 又は 学校名	このわく内には記入しないで下さい。	
	区 分 (普通・高等・普通職業訓練)	証明書番号 ()

15.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

(2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表

定期乗車券購入申込書

お 氏名欄は、わくの中にはっきりと大きく書いて下さい。
 お 空欄に記入又は該当のものをご○で囲んで下さい。
 お お手もとの定期券は発行窓口へお渡して下さい。

お 名 前	ご利用区間	駅 (経 由) 駅
様 才	使用開始日	平成 年 月 日 有効期間 1 ・ 3 ・ 6 ヶ月
	種 別	通勤・通学・グリーン 新規・継続
ご住所	電話 - -	
通勤先 用務先 又は 学校名	このわく内には記入しないで下さい。	
	区 分 (普通・高等・普通職業訓練)	証明書番号 ()

15.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

(様式省略)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所所在地住所を記入する。

(中略)

(割引定期乗車券の発売)

第38条 第36条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第36条第4項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。

(中略)

(特殊均一定期乗車券の発売)

第38条の2 大人旅客が、第78条に規定する東京山手線内の区間を、常時、乗車する場合で、第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書に必要事項を記入（乗車区間欄は「東京山手線内」の例によつて記入する。）して提出したときは、東京山手線内の全区間に有効な特殊均一定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

(様式省略)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業会場又は試験会場所所在地住所を記入する。

(中略)

(割引定期乗車券の発売)

第38条 第36条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場の所在地を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第36条第4項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。

(中略)

(削る)

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な11券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。)であつて、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。ただし、当社が特に必要と認める場合は、片道200キロメートルを超え300キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。

3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な11券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金(第12節に規定する特殊料金を除く。)の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
連続普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
特別車両定期旅客運賃
特殊均一定期旅客運賃

- ハ 普通回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業会場又は試験会場を含む。)のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な11券片を1組とする通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の規定によつて普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、営業キロが200キロメートル以内の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。)であつて、普通乗車券を発売できるものに限るものとする。ただし、当社が特に必要と認める場合は、営業キロが200キロメートルを超え300キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。

3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な11券片を1組とする割引の普通回数乗車券を発売することがある。

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金(第12節に規定する特殊料金を除く。)の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
特別車両定期旅客運賃

- ハ 普通回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

(中略)

(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)

第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつては営業キロ）によつて計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。

(1) 大沼以遠（仁山方面）の各駅と、森以遠（石倉方面）の各駅との相互間

〔 東森駅經由函館本線
○大沼公園駅經由函館本線 〕

(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間

〔 尾久經由東北本線
○王子經由東北本線 〕

(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間

〔 戸田公園・与野本町經由東北本線
○川口・浦和經由東北本線 〕

(4) 品川以遠（高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間

〔 西大井經由東海道本線
○大井町經由東海道本線 〕

(5) 東京以遠（有楽町又は神田方面）の各駅と、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅との相互間

〔 京葉線
○総武本線・外房線 〕

(中略)

2 前項本文の規定は、同項第1号から第5号に規定する区間に対する定期旅客運賃の計算及び経路の指定について準用する。

3 新岩国以遠（広島方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽又は櫛ヶ浜方面）の各駅との相互間（新幹線経由のものに限る。）における新岩国・徳山間の普通旅客運賃・料金は、第67条の規定にかかわらず、岩徳線岩国・櫛ヶ浜間及び山陽本線櫛ヶ浜・徳山間の経

(中略)

(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)

第69条 第67条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第9号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつては営業キロ）によつて計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。

(1) 大沼以遠（新函館北斗方面）の各駅と、森以遠（石倉方面）の各駅との相互間

〔 東森駅經由函館本線
○大沼公園駅經由函館本線 〕

(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間

〔 尾久經由東北本線
○王子經由東北本線 〕

(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間

〔 戸田公園・与野本町經由東北本線
○川口・浦和經由東北本線 〕

(4) 品川以遠（東京、高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間

〔 西大井經由東海道本線
○大井町經由東海道本線 〕

(5) 東京以遠（品川、有楽町又は神田方面）の各駅と、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅との相互間

〔 京葉線
○総武本線・外房線 〕

(中略)

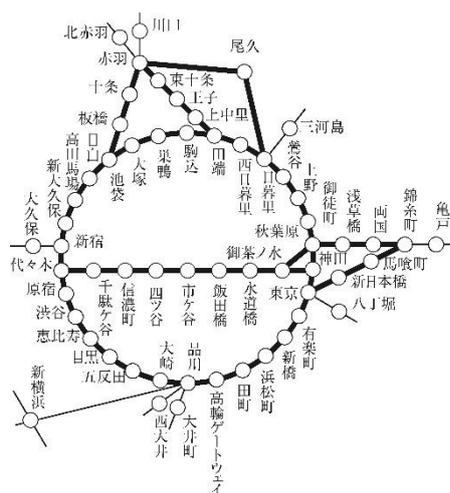
2 前項本文の規定は、同項第1号から第5号までに規定する区間に対する定期旅客運賃の計算及び経路の指定について準用する。

3 新岩国以遠（広島方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽又は櫛ヶ浜方面）の各駅との相互間（新幹線経由のものに限る。）における新岩国・徳山間の普通旅客運賃・料金は、第67条の規定にかかわらず、岩徳線岩国・櫛ヶ浜間及び山陽本線櫛ヶ浜・徳山間の経

路の営業キロ（普通旅客運賃については、運賃計算キロ）によつて計算する。

(中略)

第70条 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによつて計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。

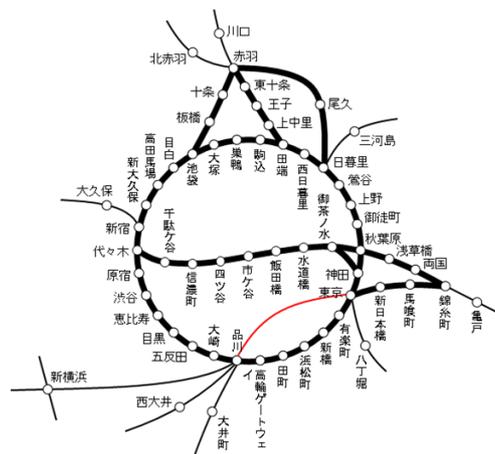


2 蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を経由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによつて計算する。

路の営業キロ（普通旅客運賃については、運賃計算キロ）によつて計算する。

(中略)

第70条 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによつて計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。



(注) 東海道本線（新幹線）中東京・品川間は太線区間に含まない。

2 前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を経由し、かつ、前項に掲げる図の太線区間を通過して、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と、大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線中蘇我・千葉間、総武本線中千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによつて計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

3 東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由し、かつ、第1項に掲げる図の太線区間を通過して、品川以遠（新横浜、大井町又は西大井方面）の各駅と大久保以遠（東中野方面）、北赤羽以遠（浮間舟渡方面）、川口以遠（西川口方面）、三河島以遠（南千住方面）又は亀戸以遠（平井方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、東京・新宿間、東京・赤羽間、東京・日暮里間又は東京・錦糸町間の最も短い営業キロによつて計算する。この場合、太線区間内は、経路の指定を行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由し、かつ、第1項に掲げる図の太線区間を通過して、京葉線中八丁堀・千葉みなと間の各駅と大久保以遠（東中野方面）、北赤羽以遠（浮間舟渡方面）、川口以遠（西川口方面）、三河島以遠（南千住方面）又は亀戸以遠（平井方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の旅客の実際に乗車する経路の営業キロによつて計算する。ただし、本

項に基づき普通旅客運賃・料金を計算する場合であつても、前条第1項第2号及び次条第1項第1号の規定を適用する。

(注) 東京駅において普通旅客運賃の計算経路が環状線1周となる経路で乗車する場合は、第26条ただし書の規定により、東京駅の前後の区間に対してそれぞれ乗車券を発売する。

(中略)

(中略)

(小児の旅客運賃・料金)

(小児の旅客運賃・料金)

第74条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

第74条 小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

(中略)

(中略)

(割引の旅客運賃・料金)

(割引の旅客運賃・料金)

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

2 往復乗車又は連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いては数整理した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

る。

5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券(第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券(第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

8 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

(中略)

特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人 **片道** 普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)の半額(10円未満のは数がある場

る。

4 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券(第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

6 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券(第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。)に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

7 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

(中略)

特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)の半額(10円未満のは数がある場

る場合は、は数整理した額)

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅パリアフリー料金とを合わせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であつても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、学生割引普通乗車券を購入する旅客は、第94条に規定する往復割引の普通旅客運賃に対して、第92条に規定する学生割引の適用を請求することができる。

(中略)

(幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条 幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

- (1) 発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計する。この場合、発着区間の営業キロが100キロメートル以下のときは、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とし、100キロメートルを超えるときは、50円未満のは数を切り捨てて、又は50円以上のは数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額とする。
- 300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 16円20銭

合は、は数整理した額)

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であつても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

(幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条 幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

- (1) 発着区間の営業キロを次の営業キロに従つて区分し、これに各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計する。この場合、発着区間の営業キロが100キロメートル以下のときは、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とし、100キロメートルを超えるときは、50円未満のは数を切り捨てて、又は50円以上のは数を切り上げてそれぞれ100円単位とした額とする。
- 300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 16円20銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき 12円85銭

600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯) 1キロメートルにつき 7円05銭

(2) 前号の規定により計算した額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額 (以下この方法を「四捨五入」という。)

2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定める営業キロのものを適用する。

(中略)

(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人 <u>片道</u> 普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イに定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ (第2地帯) 1キロメートルにつき 12円85銭

600キロメートルを超える営業キロ (第3地帯) 1キロメートルにつき 7円05銭

(2) 前号の規定により計算した額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額

2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人普通旅客運賃は、次の各号に定める営業キロのものを適用する。

(中略)

(北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イに定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の3 東日本旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項第1号及び第2項の規定を適用して計算した額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げて10円単位とした額とする。

<u>300キロメートル以下</u> の営業キロ	<u>(第1地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>16円96銭</u>
--------------------------	---------------	------------------------------------

<u>300キロメートルを超え、600キロメートル以下</u> の営業キロ	<u>(第2地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>13円45銭</u>
---------------------------------------	---------------	------------------------------------

<u>600キロメートルを超える営業キロ</u>	<u>(第3地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>7円05銭</u>
--------------------------	---------------	-----------------------------------

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの2に定める営業キ

口の区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の4 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	330円

(中略)

(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の5 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	340円

(中略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、別表第2号イの3に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(中略)

(地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の6 地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

2 前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、別表第2号イの4に定める営業キロの区間別

(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の3 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15キロメートルまで	330円

(中略)

(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15キロメートルまで	340円

(中略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、別表第2号イの3に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(中略)

(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の5 地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

2 前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、別表第2号イの4に定める営業キロの区

間別に各その中央の営業キロのものを適用する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
11kmから 15kmまで	240円

(中略)

(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円

(中略)

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項の規定を適用して計算した額とする。

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの5に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

に各その中央の営業キロのものを適用する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
11kmから 15kmまで	240円

(中略)

(北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の7 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人普通旅客運賃
15キロメートルまで	360円

(中略)

(2) 営業キロが100キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項及び前条第2項の規定を適用して計算した額とする。

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの5に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の8 東日本旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項第1号及び第77条の6第2項の規定を適用して計算した額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げて10円単位とした額とする。

<u>273キロメートル以</u>	<u>(第1地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u>
<u>下の営業キロ</u>		<u>18円66銭</u>
<u>273キロメートルを</u>	<u>(第2地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u>

(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の3に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)

第77条の8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

擬制キロの区間又は擬制キロ 及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
擬制キロ11km	320円

(中略)

(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)

第78条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、当該各号の定めによつて計算した額とする。

(1) 第86条第1号に掲げる図中の太線区間(以下「東京山手線内」という。)の駅相互発着の場合

次に定める賃率によつて、第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額

300キロメートル以下の営業キロ (第1地帯) 1キロメートルにつき 13円25銭

(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着(前号に規定する東京山手線内相互発着となるときを除く。)

超え、546キロメートル 14円80銭

ル以下の営業キロ

546キロメートルを (第3地帯) 1キロメートルにつき

超える営業キロ 7円70銭

2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの6に定める営業キロの区間の大人普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の9 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃)

第77条の10 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の5に規定した額を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

擬制キロの区間又は擬制キロ 及び営業キロの区間	大人普通旅客運賃
擬制キロ11km	320円

(中略)

(電車特定区間内の大人普通旅客運賃)

第78条 次項に規定する電車特定区間内相互発着となる場合の大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、次に定める賃率によつて、同条の規定を適用して計算した額とする。

の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

次に定める賃率によつて、第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額

300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 15円30銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ（第2地帯） 1キロメートルにつき 12円15銭

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

次に定める賃率によつて、第77条の規定を適用して計算した額

300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 15円50銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ（第2地帯） 1キロメートルにつき 12円30銭

300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 15円50銭

300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ（第2地帯） 1キロメートルにつき 12円30銭

2 前項第2号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。

2 電車特定区間の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 東京附近にあつては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間

- (2) 大阪附近にあつては、東海道本線中野洲・神戸間、湖西線中山科・堅田間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、JR東西線、福知山線中尼崎・新三田間、山陽本線中神戸・網干間、山陰本線中京都・亀岡間、関西本線中奈良・JR難波間、奈良線中城陽・京都間、片町線中松井山手・京橋間、阪和線及び関西空港線

東海道本線中野洲・神戸間、湖西線中山科・堅田間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、JR東西線、福知山線中尼崎・新三田間、山陽本線中神戸・網干間、山陰本線中京都・亀岡間、関西本線中奈良・JR難波間、奈良線中城陽・京都間、片町線中松井山手・京橋間、阪和線及び関西空港線

(東京附近等の特定区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)

(東京附近等の特定区間等における大人普通旅客運賃の特定)

第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

第79条 第77条、第77条の3及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの7に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号

2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第2号

の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間（以下「第140条第1項第3号規定区間」という。）内の駅相互間の普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第3号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第3号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の普通旅客運賃とする。

（新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定）

第80条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第78条第2項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第1項の規定により計算した額又は第84条第2号に規定する額とする。ただし、当該区間が、前条に規定する特定額を適用する区間であるときは、その特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。

- (1) 東京・品川間
- (2) 東京・上野間
- (3) 東京・大宮間
- (4) 上野・大宮間
- (5) 京都・新大阪間
- (6) 京都・新神戸間
- (7) 京都・西明石間
- (8) 京都・姫路間
- (9) 新大阪・新神戸間
- (10) 新大阪・西明石間
- (11) 新大阪・姫路間
- (12) 新神戸・西明石間
- (13) 新神戸・姫路間
- (14) 西明石・姫路間

2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。

の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間（以下「第140条第1項第2号規定区間」という。）内の駅相互間の普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第2号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第2号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、当該区間の普通旅客運賃とする。

第79条の2 第77条の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・品川間の大人普通旅客運賃は、170円とする。

（新幹線の並行区間等における大人普通旅客運賃の特定）

第80条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅のいずれもが第78条第2項に規定する電車特定区間内内の駅若しくは新神戸駅であるときの大人普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第1項の規定により計算した額又は第84条第2号に規定する額とする。ただし、当該区間が、第79条に規定する特定額を適用する区間であるときは、その特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。

- (1) 京都・新大阪間
- (2) 京都・新神戸間
- (3) 京都・西明石間
- (4) 京都・姫路間
- (5) 新大阪・新神戸間
- (6) 新大阪・西明石間
- (7) 新大阪・姫路間
- (8) 新神戸・西明石間
- (9) 新神戸・姫路間
- (10) 西明石・姫路間

2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人普通旅客運賃については、第79条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。

(中略)

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第81条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の規定を準用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第81条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の2の規定を準用して計算した額とする。

(四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第81条の3 四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の3に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第81条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

(中略)

(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。

(1) 幹線内相互発着の場合(電車特定区間内相互発着の場合を

(中略)

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の規定を準用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の2 北海道旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の2の規定を準用して計算した額とする。

(東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の3 東日本旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第77条の3の規定を準用して計算した額とする。

(四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の4 四国旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の4に規定した額を適用する。

(九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第81条の5 九州旅客鉄道会社内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロにより、第77条の5に規定した額を適用する。

(中略)

(営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条 営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。

(1) 幹線内相互発着の場合(電車特定区間内相互発着の場合を

除く。)

(中略)

(2) 電車特定区間内相互発着の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 140円

(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 160円

(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 170円

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 140円

(ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 170円

(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 190円

(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 150円

小児 70円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 190円

小児 90円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 210円

小児 100円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

除く。)

(中略)

(2) 電車特定区間内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 140円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 170円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 190円

(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 150円

小児 70円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 190円

小児 90円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 210円

小児 100円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 310円

小児 150円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 320円

小児 160円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 310円

小児 150円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 210円

小児 100円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 270円

小児 130円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 320円

小児 160円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

(東日本旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃)

第84条の3 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 160 円

小児 80 円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場
合

大人 200 円

小児 100 円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの
場合

大人 210 円

小児 100 円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続
して乗車する場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 160 円

小児 80 円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場
合

大人 200 円

小児 100 円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの
場合

大人 220 円

小児 110 円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キ
ロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、発着区
間の運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して
得た額とする。

(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道
普通旅客運賃)

第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キ
ロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定め
るとおりとする。

(中略)

(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道
普通旅客運賃)

第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キ
ロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定め
るとおりとする。

(中略)

(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通
旅客運賃)

第84条の4 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キ
ロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めると
おりとする。

(中略)

(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの普通
旅客運賃)

第84条の5 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キ
ロが10キロメートルまでの普通旅客運賃は、次の各号に定めると
おりとする。

(中略)

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)

第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の5若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の2の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 地方交通線相互を乗車する場合

第77条の6の規定により計算した額から第77条の5の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の2の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃)

第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の6若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の2の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 地方交通線相互を乗車する場合

第77条の7の規定により計算した額から第77条の6の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の2の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 東日本旅客鉄道会社線

東日本旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額。

イ 幹線相互を乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第77条の3の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の3第1号に規定する額から第84条第1号に規定する額を差し引いた額

ロ 地方交通線相互を乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第77条の8の規定により計算した額から第77条の6の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

第84条の3第2号に規定する額から第84条第3号に規定する額を差し引いた額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

(イ) (ロ)以外の場合

第81条の3の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の3の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の3の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(3) 九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の4の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の4の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 営業キロが10キロメートルまでの場合（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロが10キロメートルまでの場合に限る。）

第84条の4第1号に規定する額から第84条第1号に規定する額を差し引いた額

ただし、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は、第84条の4第2号前段に規定する額から運賃計算キロにより第84条第1号に規定する額を差し引いた額とする。

(中略)

(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)

第85条の3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の2、第77条の3、第78条、第80条、第81条、第81条の2、第81条の3、第81条の4、第84条、第84条の2、第84条の4及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。ただし、第85条の2第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算普通旅客運賃は適用しない。

(ロ) 営業キロが10キロメートルまでの場合

前口の(ロ)の規定により計算した額

(3) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の4の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の4の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

(4) 九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額

イ 幹線相互を乗車する場合

第77条の5の規定により計算した額から第77条の規定により計算した額を差し引いた額

ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第81条の5の規定により計算した額から第81条の規定により計算した額を差し引いた額

ハ 営業キロが10キロメートルまでの場合（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロが10キロメートルまでの場合に限る。）

第84条の5第1号に規定する額から第84条第1号に規定する額を差し引いた額

ただし、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は、第84条の5第2号前段に規定する額から運賃計算キロにより第84条第1号に規定する額を差し引いた額とする。

(中略)

(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人普通旅客運賃)

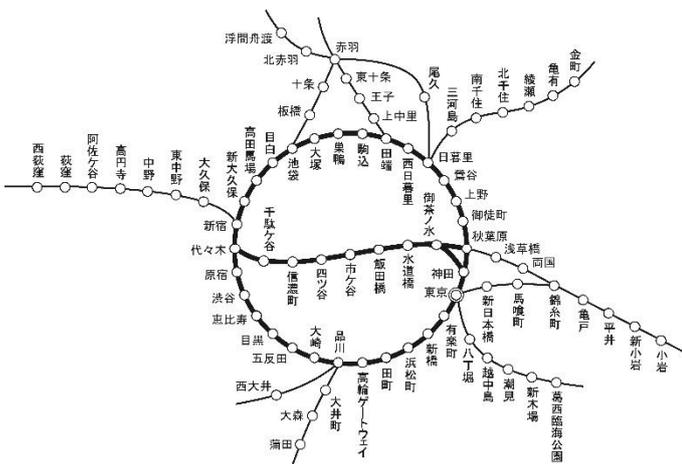
第85条の3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の2、第77条の4、第78条、第80条、第81条、第81条の2、第81条の4、第81条の5、第84条、第84条の2、第84条の5及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。ただし、第85条の2第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算普通旅客運賃は適用しない。

(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)

第86条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内

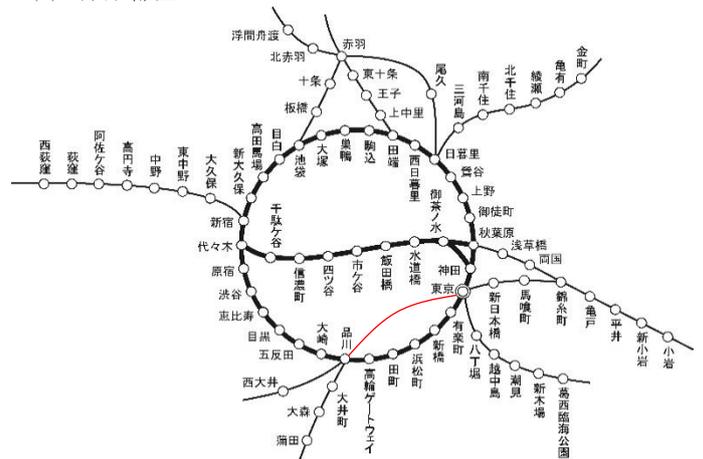


(特定都区市内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方)

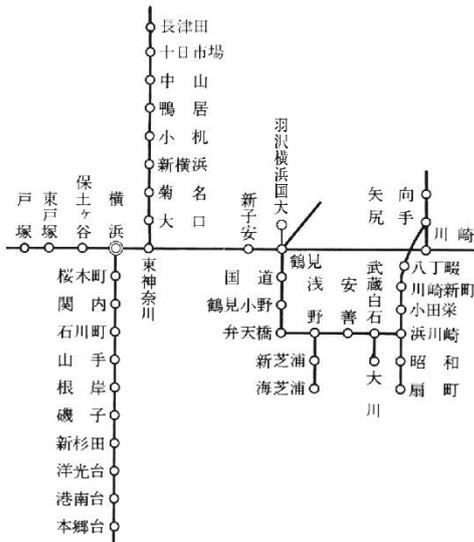
第86条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）からの営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。この場合、第2号にあつては、新横浜駅から東海道本線（新幹線）に乗車し、又は新横浜駅まで東海道本線（新幹線）に乗車するときは中心駅を新横浜駅とし、それ以外のときは中心駅を横浜駅として普通旅客運賃を計算する。

ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(1) 東京都区内



(2) 横浜市内



(中略)

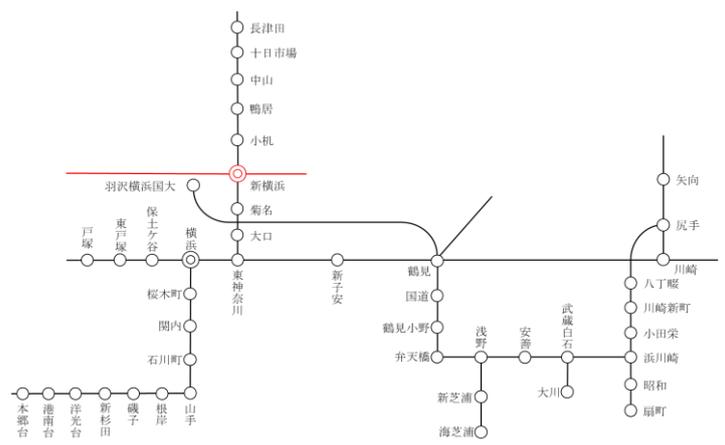
(1) 札幌市内

(図省略)

(東京山手線内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)

第87条 **東京山手線内**にある駅と、中心駅から**片道**の営業キロが100キロメートルを超え200キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の**片道**普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

(2) 横浜市内



(中略)

(1) 札幌市内

(図省略)

2 前項第1号の場合であつて、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であつて、品川駅を出口の駅として東京都区内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京都区内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

(東京山手線内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方)

第87条 **前条第1項第1号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）**にある駅と、中心駅からの営業キロが100キロメートルを超え200キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。

2 前項の場合であつて、普通旅客運賃の計算経路に東京・品川間を含むときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線として計算する。ただし、普通旅客運賃の計算経路に東海道本線（新幹線）中品川・新横浜間を含む場合であつて、品川駅を出口の駅として東京山手線内の外に出るとき又は品川駅を入口の駅として東京山手線内へ入るときは、東京・品川間の旅客運賃計算経路を東海道本線（新幹線）として計算する。

(新大阪駅又は大阪駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方)

第88条 新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠(手柄山平和公園、京口又は播磨高岡方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

(北新地駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方)

第89条 北新地駅と尼崎以遠(立花又は塚口方面)の各駅との相互間の普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ(いずれも塚本駅を経由するものとする。)によつて計算する。ただし、第86条の規定により普通旅客運賃を計算する場合を除く。

第90条 削除

第91条 削除

(学生割引)

第92条 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)

第88条 新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠(英賀保、京口又は播磨高岡方面)の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつて計算する。

(北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)

第89条 北新地駅と尼崎以遠(立花又は塚口方面)の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ(いずれも塚本駅を経由するものとする。)によつて計算する。ただし、第86条の規定により片道普通旅客運賃を計算する場合を除く。

(往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)

第90条 往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)を2倍した額とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合にあつては、往路及び復路の区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。

(2) 連続普通旅客運賃は、各区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。

第91条 削除

(学生割引)

第92条 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。

2 第32条の規定による往復乗車をする学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ第94条の規定による割引の普通旅客運賃の2割を割引する。

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(往復割引)

第94条 第32条の規定により往復乗車する旅客に対して往復割引普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路ごとの区間について、それぞれ普通旅客運賃の1割を割引する。

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号、第2号及び第4号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、第3号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

(中略)

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

イ ロ及びハ以外の場合

別表第2号へに定める額

ロ 電車特定区間内相互発着となる場合(ただし、ハ以外の場合)

別表第2号トに定める額

ハ 東京山手線内相互発着となる場合

別表第2号トの2に定める額

(4) 大人特殊均一定期旅客運賃

14,690円とする。

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハの2に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの2に定める額

第94条 ~~削除~~

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第2号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、~~東日本旅客鉄道会社線~~、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、第3号にあつては、北海道旅客鉄道会社線、~~東日本旅客鉄道会社線~~、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

(中略)

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

別表第2号へに定める額

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハの2に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの2に定める額

(東日本旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の3 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号口の3に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ハの3に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号に定める額

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

別表第2号へに定める額に、第99条の2第1項第2号イの規定により計算した額を加算した額

(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の4 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号口の4に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第2号口の4）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号口の4）に定める定期旅客運賃を適用した額

(中略)

(九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の5 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号口の3に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第2号口の3）に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号口の3）に定める定期旅客運賃を適用した額

(中略)

(九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(中略)

(北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条の2 北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の2第1号ロ(別表第2号ハの2)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条の2第2号ロ(別表第2号ホの2)の定期旅客運賃を適用した額

- (2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の2第1号イ(別表第2号ロの2)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条の2第2号イ(別表第2号ニの2)の定期旅客運賃を適用した額

(北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条の2 北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の2第1号ロ(別表第2号ハの2)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条の2第2号ロ(別表第2号ホの2)の定期旅客運賃を適用した額

- (2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の2第1号イ(別表第2号ロの2)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条の2第2号イ(別表第2号ニの2)の定期旅客運賃を適用した額

(東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃)

第96条の3 東日本旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合
発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の3第1号ロ(別表第2号ハの3)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号ロ(別表第2号ホ)の定期旅客運賃を適用した額

- (2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合
発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条の3第1号イ(別表第2号ロの3)の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号イ(別表第2号ニ)の定期旅客運賃を適用した額

(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)

第97条 100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

(中略)

4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第99条の2の規定による。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(中略)

第98条 削除

(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)

第99条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東京山手線内相互発着の場合

イ 大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ヲに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃

別表第2号ワに定める額

(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ヨに定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第2号タに定める額

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)

第97条 100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

(中略)

4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第99条の2の規定による。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(中略)

第98条 削除

(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)

第99条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(1) 電車特定区間内相互発着の場合

イ 大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ヨの2に定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃

別表第2号タの2に定める額

③ 第79条の規定により大人**片道**普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第2号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第2号レの2に定める額

④ 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもつてこの区間の定期旅客運賃とする。

2 第95条第1号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第1項**第3号**規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項**第3号**規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項**第3号**規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額(以下「定期旅客運賃の加算額」という。)を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(中略)

へ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第2号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

別表第2号ヨに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃

別表第2号タに定める額

② 第79条の規定により大人普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第2号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第2号レの2に定める額

③ 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもつてこの区間の定期旅客運賃とする。

2 第95条第1号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第1項**第2号**規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項**第2号**規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項**第2号**規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額(以下「定期旅客運賃の加算額」という。)を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(中略)

へ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第2号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第104条第2号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第2号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の3第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の3第1号ハに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の3第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の3第2号ハに規定する額から第96条第2号ロ

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第104条第2号イの(ロ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第104条第2号イの(ハ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 東日本旅客鉄道会社線

東日本旅客鉄道会社線の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の3第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第95条の3第1号ロに規定する額から第95条第1号ロに規定する額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

第96条の3第1号イに規定する額から第96条第1号イに規定する額を差し引いた額

b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

第96条の3第2号イに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額

ロ 大人特別車両定期旅客運賃の加算額

前イの規定により計算した額

(3) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の4第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の4第1号ハに規定する額から第96条第2号イに規定する額を差し引いた額

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の4第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の4第2号ハに規定する額から第96条第2号ロ

に規定する額を差し引いた額

(中略)

(3) 九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の4第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の4第1号ハに規定する額から第96条第1号イ又は第2号イに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の4第1号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第1号イに規定する額を差し引いた額とする。

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の4第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の4第2号ハに規定する額から第96条第1号ロ又は第2号ロに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の4第2号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第2号イに規定する額を差し引いた額とする。

(中略)

3 第1項各号に定める旅客鉄道会社線内の乗車区間が100キロメートルを超える場合の定期旅客運賃の加算額は、第1項第1号又は第2号若しくは第3号に規定する100キロメートルまでの定期旅客運賃の加算額と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロによる定期旅客運賃の加算額とを合計した額とする。

(中略)

に規定する額を差し引いた額

(中略)

(4) 九州旅客鉄道会社線

九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の5第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の5第1号ハに規定する額から第96条第1号イ又は第2号イに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の5第1号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第1号イに規定する額を差し引いた額とする。

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の5第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第95条の5第2号ハに規定する額から第96条第1号ロ又は第2号ロに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが10キロメートルまでの場合は、第95条の5第2号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第95条第2号イに規定する額を差し引いた額とする。

(中略)

3 第1項各号に定める旅客鉄道会社線内の乗車区間が100キロメートルを超える場合の定期旅客運賃の加算額は、第1項第1号から第4号までに規定する100キロメートルまでの定期旅客運賃の加算額と100キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロによる定期旅客運賃の加算額とを合計した額とする。

(中略)

(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)

第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、第99条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。ただし、第99条の3第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算定期旅客運賃は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第1号ハに定める額に第99条の3第6号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。

第99条の5 削除

(中略)

(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。

(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃

(中略)

(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃

(中略)

(普通回数旅客運賃)

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人**片道**普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受する場合はその合算額)を10倍した額とする。

(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)

第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の4、第95条の5、第96条、第96条の2、第97条、第99条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。ただし、第99条の3第3号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第2号及び第4号の加算定期旅客運賃は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第1号ハに定める額に第99条の3第6号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。

(削る)

(中略)

(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。

(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃

(中略)

(3) 第38条第1項第3号から第5号**まで**に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃

(中略)

(普通回数旅客運賃)

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受する場合はその合算額)を10倍した額とする。

(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

(1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限る。）

(2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第5号から第14号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。）

(3) 東海道本線（新幹線）中豊橋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間、関西本線中名古屋・四日市間（ただし、対象区間のみを経由して乗車する場合に限る。）

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり10円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 280円

3 箇月 790円

6 箇月 1,420円

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり10円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 300円

3 箇月 900円

6 箇月 1,800円

(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

(1) 第78条第2項に定める電車特定区間及び第80条の規定を適用する区間（同条第1項第1号から第10号まで及び同条第2項の区間にかかるものに限る。）

(2) 東海道本線（新幹線）中東京・品川間及び名古屋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間並びに関西本線中名古屋・四日市間

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり10円

(2) 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 300円

3 箇月 900円

6 箇月 1,800円

(中略)

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。ただし、第156条第2号に規定する大都市近郊区間内各駅相互発着の乗車券の有効期間は、1日とする。

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によつて計算した有効期間を合計した期間とする。

ハ 連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によつて計算した有効期間を合計した期間とする。

(2) 定期乗車券

イ 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

ロ 特殊均一定期乗車券

1箇月とする。

ハ 特別車両定期乗車券

1箇月又は3箇月とする。

(中略)

(途中下車)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

(1) 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。

(中略)

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。ただし、第156条第2号に規定する大都市近郊区間内相互発着 (大都市近郊区間の外を経る場合を除く。以下同じ。) の乗車券の有効期間は、1日とする。

(2) 定期乗車券

イ 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

ロ 特別車両定期乗車券

1箇月又は3箇月とする。

(中略)

(途中下車)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。

(1) 全区間の営業キロが100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。

く。

(2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅

イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間（第16条の2の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・篠ノ井間、大糸線中松本・穂高間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間及び篠ノ井・長野間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。）

ロ 大阪附近にあつては、東海道本線中米原・神戸間（第16条の2の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）新大阪・新神戸間を除く。）、山陽本線中神戸・相生間（第16条の2の規定にかかわらず、山陽本線（新幹線）新神戸・西明石間を除く。）及び兵庫・和田岬間、湖西線、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、JR東西線、福知山線中尼崎・谷川間、北陸本線中米原・近江塩津間、加古川線、赤穂線中相生・播州赤穂間、山陰本線中京都・園部間、関西本線中柘植・JR難波間、草津線、奈良線、桜井線、片町線、和歌山線、阪和線及び関西空港線（以下これらの区間を「大阪近郊区間」という。）

ハ 福岡附近にあつては、鹿児島本線中門司港・鳥栖間（鹿児島本線（新幹線）小倉・博多間を除く。）、香椎線、篠栗線、日豊本線中小倉・行橋間、日田彦山線中城野・添田間、筑豊本線、後藤寺線及び博多南線（以下これらの区間を「福岡近郊区間」という。）

ニ 新潟附近にあつては、上越線中小千谷・宮内間、磐越西線中五泉・新津間、羽越本線中新津・村上間、白新線、信越本線中直江津・新潟間（第16条の2の規定にかかわらず、信越本線（新幹線）長岡・新潟間を除く。）、越後線及び弥彦線（以下これらの区間を「新潟近郊区間」という。）

(2) 次に掲げる区間（以下「大都市近郊区間」という。）内相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅

イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線、大糸線中松本・白馬間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間及び篠ノ井・長野間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。）

（注）東海道本線（新幹線）中東京・熱海間は、東京近郊区間に含まない。

ロ 大阪附近にあつては、東海道本線中米原・神戸間（第16条の2の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）新大阪・新神戸間を除く。）、山陽本線中神戸・相生間（第16条の2の規定にかかわらず、山陽本線（新幹線）新神戸・西明石間を除く。）及び兵庫・和田岬間、湖西線、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、JR東西線、福知山線中尼崎・谷川間、北陸本線中米原・近江塩津間、加古川線、赤穂線中相生・播州赤穂間、山陰本線中京都・園部間、関西本線中柘植・JR難波間、草津線、奈良線、桜井線、片町線、和歌山線、阪和線及び関西空港線（以下これらの区間を「大阪近郊区間」という。）

ハ 福岡附近にあつては、鹿児島本線中門司港・鳥栖間、香椎線、篠栗線、日豊本線中小倉・行橋間、日田彦山線中城野・添田間、筑豊本線、後藤寺線及び博多南線（以下これらの区間を「福岡近郊区間」という。）

（注）鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間は、福岡近郊区間に含まない。

ニ 新潟附近にあつては、上越線中小千谷・宮内間、磐越西線中五泉・新津間、羽越本線中新津・村上間、白新線、信越本線中直江津・新潟間（第16条の2の規定にかかわらず、信越本線（新幹線）長岡・新潟間を除く。）、越後線及び弥彦線（以下これらの区間を「新潟近郊区間」という。）

ホ 仙台附近にあつては、東北本線中矢吹・平泉間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）、岩切・利府間及び松島・高城町間、常磐線中小高・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乘車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。）

(3) 第86条及び第87条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された特定都区市内又は東京山手線内にある駅

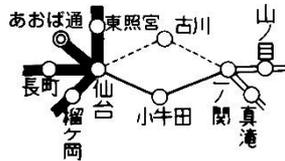
(4) 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅

(5) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(選択乗車)

第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の——線区間以遠の駅と ———線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によつて旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこの区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

- (1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）



(中略)

ホ 仙台附近にあつては、東北本線中矢吹・平泉間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）、岩切・利府間及び松島・高城町間、常磐線中小高・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乘車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。）

(3) 第86条及び第87条の規定によつて発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された特定都区市内又は東京山手線内にある駅

(4) 普通回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅

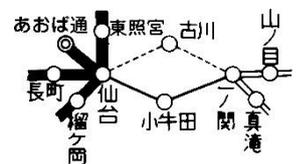
(5) 第249条から第250条の2までの規定により区間変更の取扱いをする場合で、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が大都市近郊区間内相互発着となるときは、変更後の乗車券の券面区間内の駅

(6) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(選択乗車)

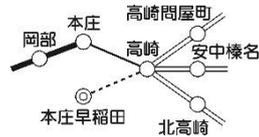
第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の——線区間以遠の駅と ———線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によつて旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこの区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

- (1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）

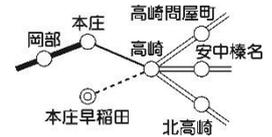


(中略)

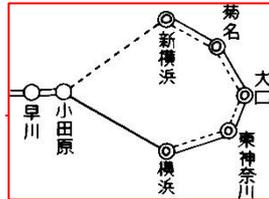
(18) 高崎以遠（高崎問屋町、北高崎又は安中榛名方面）の各駅と本庄早稲田又は本庄以遠（岡部方面）の各駅との相互間（高崎・本庄間、高崎・本庄早稲田間）



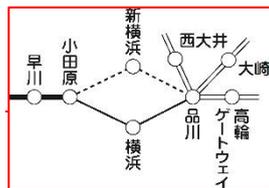
(18) 高崎以遠（高崎問屋町、北高崎又は安中榛名方面）の各駅と本庄早稲田又は本庄以遠（岡部方面）の各駅との相互間（高崎・本庄間、高崎・本庄早稲田間）



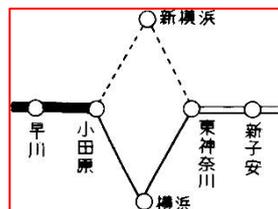
(19) 小田原以遠（早川方面）の各駅と横浜・新横浜間の各駅との相互間（東海道本線経由、新幹線経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の横浜・新横浜間内では、途中下車の取扱いをしない。



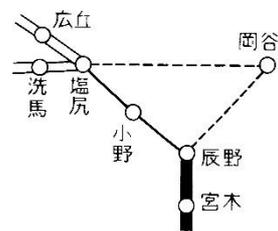
(20) 品川以遠（高輪ゲートウェイ、大崎又は西大井方面）の各駅と、小田原以遠（早川方面）の各駅との相互間（品川・横浜間、品川・新横浜間）（小田原・横浜間、小田原・新横浜間）



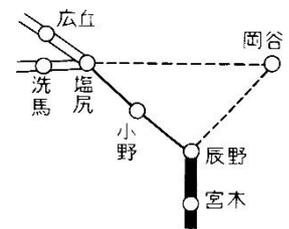
(21) 小田原以遠（早川方面）の各駅と、東神奈川以遠（新子安方面）の各駅との相互間（東海道本線経由、新幹線及び横浜線経由）



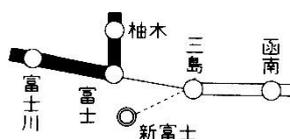
(22) 辰野以遠（宮木方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間（小野経由、岡谷経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の区間内では途中下車の取扱いをしない。



(19) 辰野以遠（宮木方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間（小野経由、岡谷経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の区間内では途中下車の取扱いをしない。



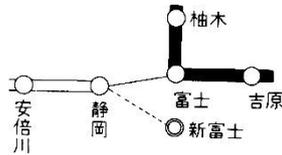
(23) 三島以遠（函南方面）の各駅と、新富士又は富士以遠（富士川又は柚木方面）の各駅との相互間（三島・富士間、三島・新富士間）



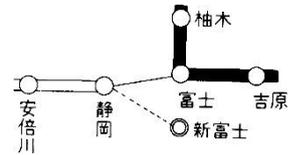
(20) 三島以遠（函南方面）の各駅と、新富士又は富士以遠（富士川又は柚木方面）の各駅との相互間（三島・富士間、三島・新富士間）



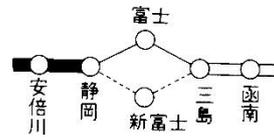
(24) 静岡以遠(安倍川方面)の各駅と、新富士又は富士以遠(吉原又は柚木方面)の各駅との相互間(静岡・富士間、静岡・新富士間)



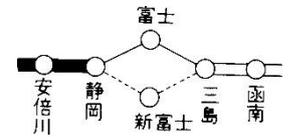
(21) 静岡以遠(安倍川方面)の各駅と、新富士又は富士以遠(吉原又は柚木方面)の各駅との相互間(静岡・富士間、静岡・新富士間)



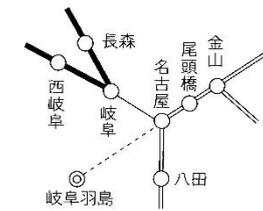
(25) 三島以遠(函南方面)の各駅と、静岡以遠(安倍川方面)の各駅との相互間(三島・富士間、三島・新富士間)(静岡・富士間、静岡・新富士間)



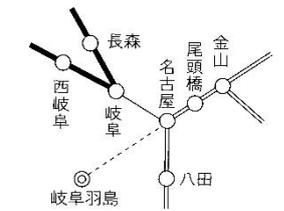
(22) 三島以遠(函南方面)の各駅と、静岡以遠(安倍川方面)の各駅との相互間(三島・富士間、三島・新富士間)(静岡・富士間、静岡・新富士間)



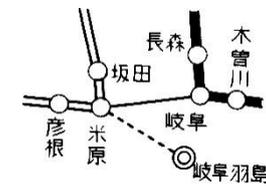
(26) 名古屋以遠(尾頭橋又は八田方面)の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠(西岐阜又は長森方面)の各駅との相互間(名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間)。ただし、金山・名古屋間各駅と岐阜の相互間発着及び金山・名古屋間各駅と岐阜羽島の相互間発着となるものを除く。



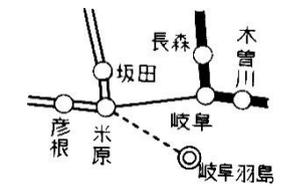
(23) 名古屋以遠(尾頭橋又は八田方面)の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠(西岐阜又は長森方面)の各駅との相互間(名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間)。ただし、金山・名古屋間各駅と岐阜の相互間発着及び金山・名古屋間各駅と岐阜羽島の相互間発着となるものを除く。



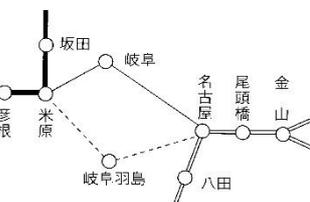
(27) 米原以遠(彦根又は坂田方面)の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠(木曾川又は長森方面)の各駅との相互間(米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間)



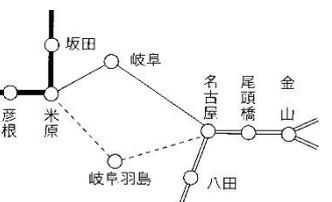
(24) 米原以遠(彦根又は坂田方面)の各駅と、岐阜羽島又は岐阜以遠(木曾川又は長森方面)の各駅との相互間(米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間)



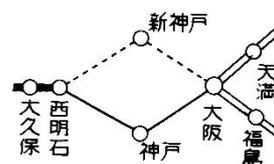
(28) 名古屋以遠(尾頭橋又は八田方面)の各駅と、米原以遠(彦根又は坂田方面)の各駅との相互間(名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間)(米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間)



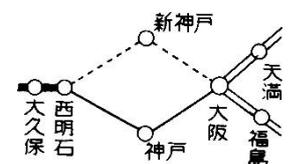
(25) 名古屋以遠(尾頭橋又は八田方面)の各駅と、米原以遠(彦根又は坂田方面)の各駅との相互間(名古屋・岐阜間、名古屋・岐阜羽島間)(米原・岐阜間、米原・岐阜羽島間)



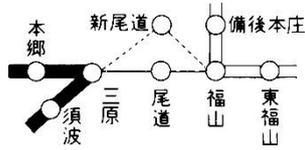
(29) 大阪以遠(天満又は福島方面)の各駅と、西明石以遠(大久保方面)の各駅との相互間(東海道本線及び山陽本線経由、新幹線経由)。この場合、乗車券の券面に表示さ



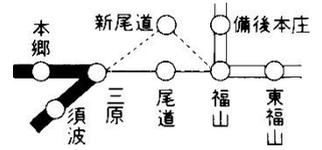
(26) 大阪以遠(天満又は福島方面)の各駅と、西明石以遠(大久保方面)の各駅との相互間(東海道本線及び山陽本線経由、新幹線経由)。この場合、乗車券の券面に表示さ



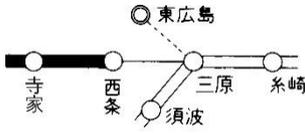
(37) 福山以遠（東福山又は備後本庄方面）の各駅と、三原以遠（本郷又は須波方面）の各駅との相互間（福山・尾道間、福山・新尾道間）（三原・尾道間、三原・新尾道間）



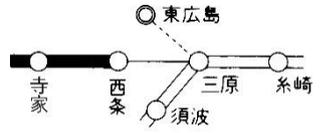
(34) 福山以遠（東福山又は備後本庄方面）の各駅と、三原以遠（本郷又は須波方面）の各駅との相互間（福山・尾道間、福山・新尾道間）（三原・尾道間、三原・新尾道間）



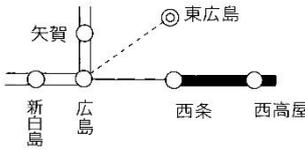
(38) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（寺家方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）



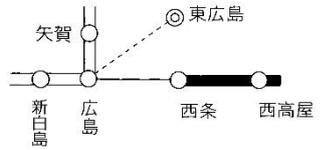
(35) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（寺家方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）



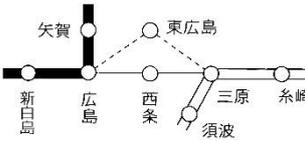
(39) 広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（西高屋方面）の各駅との相互間（広島・西条間、広島・東広島間）



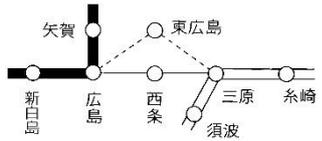
(36) 広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅と、東広島又は西条以遠（西高屋方面）の各駅との相互間（広島・西条間、広島・東広島間）



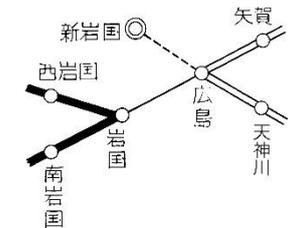
(40) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）（広島・西条間、広島・東広島間）



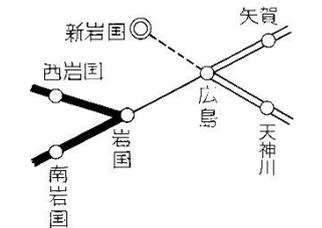
(37) 三原以遠（糸崎又は須波方面）の各駅と、広島以遠（新白島又は矢賀方面）の各駅との相互間（三原・西条間、三原・東広島間）（広島・西条間、広島・東広島間）



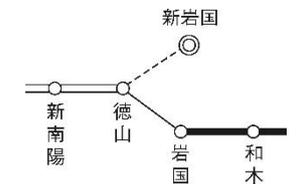
(41) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（南岩国又は西岩国方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）



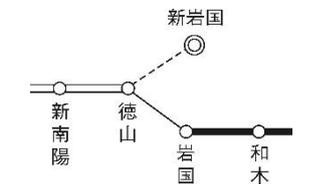
(38) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（南岩国又は西岩国方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）



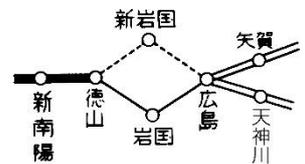
(42) 徳山以遠（新南陽方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（和木方面）の各駅との相互間（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



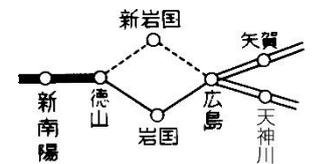
(39) 徳山以遠（新南陽方面）の各駅と、新岩国又は岩国以遠（和木方面）の各駅との相互間（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



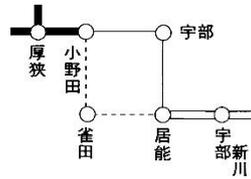
(43) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



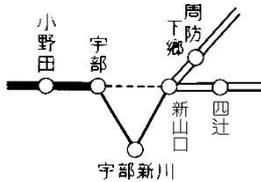
(40) 広島以遠（天神川又は矢賀方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽方面）の各駅との相互間（広島・岩国間、広島・新岩国間）（徳山・岩国間、徳山・新岩国間）



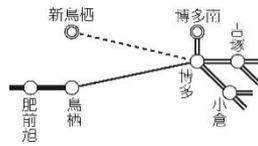
(44) 居能以遠（宇部新川方面）の各駅と、小野田以遠（厚狭方面）の各駅との相互間（宇部線及び山陽本線経由、小野田線経由）



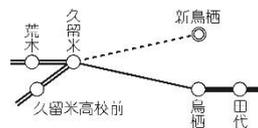
(45) 新山口以遠（四辻又は周防下郷方面）の各駅と、宇部以遠（小野田方面）の各駅との相互間（山陽本線経由、宇部線経由）



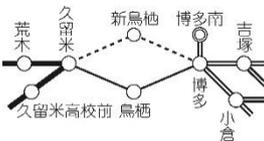
(46) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（肥前旭方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）



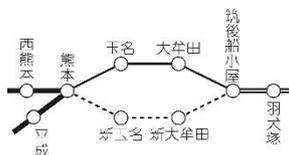
(47) 久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（田代方面）の各駅との相互間（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



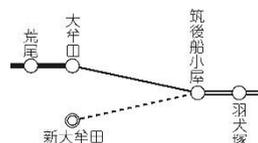
(48) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



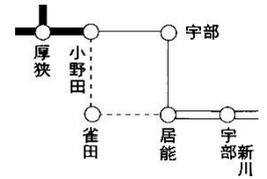
(49) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



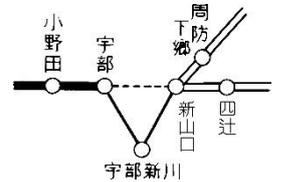
(50) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（荒尾方面）の



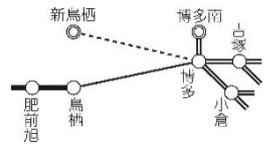
(41) 居能以遠（宇部新川方面）の各駅と、小野田以遠（厚狭方面）の各駅との相互間（宇部線及び山陽本線経由、小野田線経由）



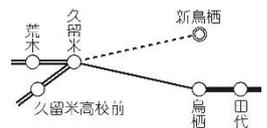
(42) 新山口以遠（四辻又は周防下郷方面）の各駅と、宇部以遠（小野田方面）の各駅との相互間（山陽本線経由、宇部線経由）



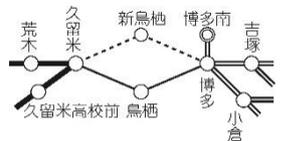
(43) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（肥前旭方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）



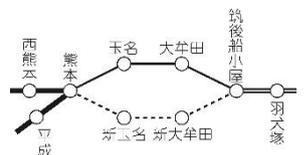
(44) 久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅と、新鳥栖又は鳥栖以遠（田代方面）の各駅との相互間（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



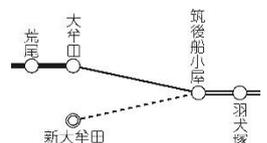
(45) 博多南又は博多以遠（吉塚又は小倉方面）の各駅と、久留米以遠（荒木又は久留米高校前方面）の各駅との相互間（博多・鳥栖間、博多・新鳥栖間）（久留米・鳥栖間、久留米・新鳥栖間）



(46) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）

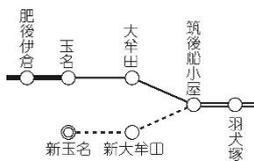


(47) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（荒尾方面）の

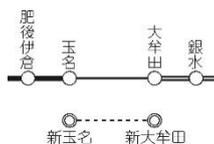


各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）

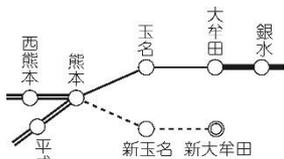
(51) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



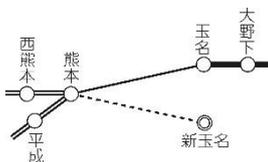
(52) 大牟田以遠（銀水方面）の各駅と、玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間又は新大牟田・新玉名間（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



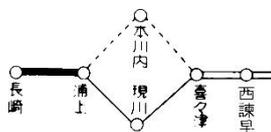
(53) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（銀水方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）（玉名・大牟田間、新玉名・新大牟田間）



(54) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（大野下方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



(55) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、浦上又は長崎駅との相互間（現川経由、本川内経由）

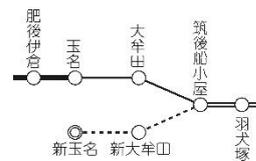


(56) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、長与・西浦上間各駅との相互間（現川経由、本川内経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の長与・西浦上間内では、途中下車の取扱いをしない。



各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）

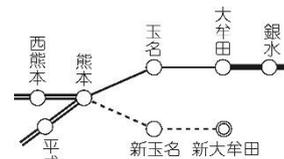
(48) 筑後船小屋以遠（羽犬塚方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間（筑後船小屋・大牟田間、筑後船小屋・新大牟田間）（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



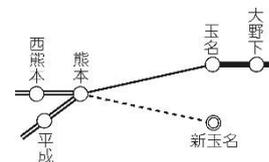
(49) 大牟田以遠（銀水方面）の各駅と、玉名以遠（肥後伊倉方面）の各駅との相互間又は新大牟田・新玉名間（大牟田・玉名間、新大牟田・新玉名間）



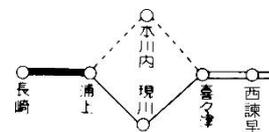
(50) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新大牟田又は大牟田以遠（銀水方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）（玉名・大牟田間、新玉名・新大牟田間）



(51) 熊本以遠（西熊本又は平成方面）の各駅と、新玉名又は玉名以遠（大野下方面）の各駅との相互間（熊本・玉名間、熊本・新玉名間）



(52) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、浦上又は長崎駅との相互間（現川経由、本川内経由）



(53) 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と、長与・西浦上間各駅との相互間（現川経由、本川内経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の長与・西浦上間内では、途中下車の取扱いをしない。



(57) 東園・本川内間各駅と、浦上又は長崎駅との相互間(長与経由、現川経由)



2 大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券及び普通回数乗車券(併用となるものを含む。)を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同区間内の他の経路を選択して乗車することができる。

3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。

4 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第1項第23号から第28号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第156条ただし書第1号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。

(1) 第1項第23号から第25号までの規定により乗車する旅客は、富士駅で下車して出場した後に新富士駅で列車に乗り継いで、又は新富士駅で下車して出場した後に富士駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

(2) 第1項第26号から第28号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後に岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後に岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

(特定区間におけるう回乗車)

第158条 第69条の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、

(54) 東園・本川内間各駅と、浦上又は長崎駅との相互間(長与経由、現川経由)



2 大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券及び普通回数乗車券(併用となるものを含む。)を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同区間内の他の経路を選択して乗車することができる。

(注) 東北本線(新幹線)中東京・那須塩原間、高崎線(新幹線)中大宮・高崎間、東海道本線(新幹線)中新大阪・新神戸間及び山陽本線(新幹線)中新神戸・西明石間、信越本線(新幹線)中長岡・新潟間並びに東北本線(新幹線)中郡山・一ノ関間は大都市近郊区間に含まないが、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券及び普通回数乗車券であっても、その旅客運賃計算経路が第16条の2の規定により同一の線路として取り扱う線区を経由する場合(第70条第1項に掲げる図の太線区間を通過するため、同区間内の経路の指定を行わない場合を含む。)に限り、乗車の取扱いをすることができる。

3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。

4 全区間の営業キロが100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第1項第20号から第25号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第156条ただし書第1号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。

(1) 第1項第20号から第22号までの規定により乗車する旅客は、富士駅で下車して出場した後に新富士駅で列車に乗り継いで、又は新富士駅で下車して出場した後に富士駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

(2) 第1項第23号から第25号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後に岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後に岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

(特定区間におけるう回乗車)

第158条 第69条の規定を適用して発売した乗車券を所持する旅客

同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のない経路をう回して乗車することができる。

- 2 第69条第1項の各号の区間内において2枚以上の普通乗車券を併用して乗車する旅客は、その券面に表示された経路にかかわらず、同号かつこ内の他方の経路を乗車することができる。ただし、他方の経路の乗車中においては、途中下車をすることができない。

(特定区間を通過する場合のう回乗車)

第159条 旅客は、普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券によつて、第70条に掲げる図の太線区間を通過する場合には、この区間をう回して乗車することができる。

- 2 普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券によつて第70条第2項の規定により乗車する旅客は、第69条第1項第5号に掲げるいずれかの経路及び第70条に掲げる図の太線区間をう回して乗車することができる。

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第160条 第70条第1項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第70条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東海道本線（新幹線）東京・品川間及び東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。
- 3 第70条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

(中略)

(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若し

は、同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のない経路をう回して乗車することができる。

- 2 第69条第1項の各号の区間内において2枚以上の普通乗車券を併用して乗車する旅客は、その券面に表示された経路にかかわらず、同号かつこ内の他方の経路を乗車することができる。ただし、他方の経路の乗車中においては、途中下車をすることができない。

(特定区間を通過する場合のう回乗車)

第159条 第70条第1項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、同項に掲げる図の太線区間を通過する場合には、この区間をう回して乗車することができる。

- 2 第70条第2項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、第69条第1項第5号に掲げるいずれかの経路及び第70条に掲げる図の太線区間をう回して乗車することができる。

- 3 第70条第3項の規定を適用して発売した普通乗車券、普通回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客は、同条第1項に掲げる図の太線区間を通過する場合には、この区間（東海道本線中東京・品川間及び山手線中品川・代々木間を除く。）をう回して乗車することができる。

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第160条 第70条第1項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第70条第1項に掲げる図の太線区間内相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。
- 3 第70条第1項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

(中略)

(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若し

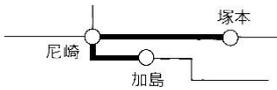
くは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

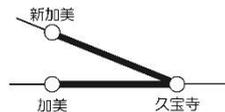
(1) **第86条**第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券
鶴見・武蔵小杉間



(2) 同条第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券
塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



(3) 同条**同号**の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券
加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間



(中略)

(**海田市・広島間**に係る区間外乗車の特例)

第160条の5 矢野以遠（坂方面）の各駅と三原以遠（糸崎方面）の各駅相互間を乗車する旅客が、新幹線に乗車（広島・東広島間を除く。）する場合は、第16条の2第2項の規定にかかわらず、三原・広島間を同一の線路とみなして、広島・海田市間のうち海田市駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

(中略)

(乗車券が前途無効となる場合)

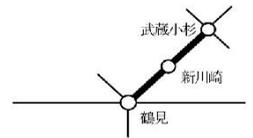
第165条 乗車券（**往復乗車券、連続乗車券又は**普通回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条第1項第1号・第313条又は第314条の取扱いを受けたとき。

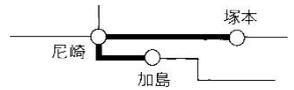
くは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

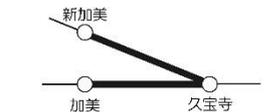
(1) **同条第1項**第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券
鶴見・武蔵小杉間



(2) 同条**第1項**第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券
塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



(3) 同条**第1項第5号**の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券
加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間



(中略)

(**小倉・門司港間**に係る区間外乗車の特例)

第160条の5 小倉・門司港間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、小倉・門司港間のうち小倉駅以外の駅において途中で出場しない限り当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

(中略)

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券（普通回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条第1項第1号・第313条又は第314条の取扱いを受けたとき。

(3) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によつて車外に退去させられたとき。

(前途無効となる乗車券の特例)

第166条 旅客が第86条及び第87条又は第160条(第70条に掲げる図の太線区間内~~の駅~~相互発着の場合を除く。)の場合の乗車券を使用して、発駅と同一の特定都区市内若しくは東京山手線内又は第70条に掲げる図の太線区間内にある駅に下車した場合であつて、実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額)を支払つたときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱う。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。

(中略)

(学生用割引乗車券等の効力)

第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

(様式省略)

備考 (1) 内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した~~往復乗車券の復片~~)を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限つて使用することができる。

(中略)

(3) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によつて車外に退去させられたとき。

(前途無効となる乗車券の特例)

第166条 旅客が第86条及び第87条又は第160条(第70条**第1項**に掲げる図の太線区間内相互発着の場合を除く。)の場合の乗車券を使用して、発駅と同一の特定都区市内若しくは東京山手線内又は第70条**第1項**に掲げる図の太線区間内にある駅に下車した場合であつて、実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額)を支払つたときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱う。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。

(中略)

(学生用割引乗車券等の効力)

第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限つて使用することができる。

(様式省略)

備考 (1) 内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復**乗車**として購入した**復路用の普通**乗車券を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限つて使用することができる。

(中略)

(急行券の効力の特例)

第172条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

(中略)

(特別車両券の効力の特例)

第175条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

(中略)

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入録する等の方法によつて補うものとする。

(中略)

4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもつて印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生割引用の乗車券 (通学定期乗車券を除く。)イ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」
ロ 旅客鉄道会社以外の会社線 (以下「連絡会社線」という。)について割引となるもの 「社学」

(3) 往復割引用の乗車券 復割

- (4) 割引用の通学定期乗車券イ 第103条第1号の規定によるもの 「小中」
ロ 第103条第2号の規定によるもの 「高」

(5) 特別車両定期乗車券 「G」

(中略)

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従つて表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間につ

(急行券の効力の特例)

第172条の2 **第160条の5及び**第160条の6の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

(中略)

(特別車両券の効力の特例)

第175条の2 **第160条の5及び**第160条の6の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

(中略)

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入録する等の方法によつて補うものとする。

(中略)

4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもつて印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生割引用の乗車券 (通学定期乗車券を除く。)イ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」
ロ 旅客鉄道会社以外の会社線 (以下「連絡会社線」という。)について割引となるもの 「社学」

(3) 割引用の通学定期乗車券

- イ 第103条第1号の規定によるもの 「小中」
- ロ 第103条第2号の規定によるもの 「高」

(4) 特別車両定期乗車券 「G」

(中略)

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従つて表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間につ

いては、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

- (2) 大都市近郊区間内各駅相互発着及び発着区間の営業キロが片道100キロメートル以下の乗車券にあつては、発駅名及び着駅名を略図をもつて、また、着駅名を金額をもつて表示することがある。

(中略)

- (5) 一般式常備片道乗車券、常備往復乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあつては、旅客運賃又は急行料金が2駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名（常備往復乗車券の復片にあつては発駅名）は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・弁天島から」、「門司 八幡 間ゆき」、「八幡 門司 間から」、「高崎・ 本庄 丹荘 間ゆき」又は「本庄 丹荘 ・高崎間から」の例により、また、下車駅名は「名古屋」又は「京都 新神戸」の例により表示する。

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第8号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃・料金を割引するもの
 - イ 第92条及び第107条第2号の規定による学生割引
 - (イ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの

(中略)

- ロ 第93条の規定による被救護者割引
 - (イ) 被救護者用



- (ロ) 付添人用



ハ 第94条の規定による往復割引

いては、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

- (2) 大都市近郊区間内相互発着及び発着区間の営業キロが100キロメートル以下の乗車券にあつては、発駅名及び着駅名を略図をもつて、また、着駅名を金額をもつて表示することがある。

(中略)

- (5) 一般式常備普通乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあつては、旅客運賃又は急行料金が2駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・弁天島から」、「門司 八幡 間ゆき」、「八幡 門司 間から」、「高崎・ 本庄 丹荘 間ゆき」又は「本庄 丹荘 ・高崎間から」の例により、また、下車駅名は「名古屋」又は「京都 新神戸」の例により表示する。

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第8号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃・料金を割引するもの
 - イ 第92条及び第107条第2号の規定による学生割引
 - (イ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの

(中略)

- ロ 第93条の規定による被救護者割引
 - (イ) 被救護者用



- (ロ) 付添人用



復 割
61

三 第74条の3の規定による臨時特殊割引

(イ) 割引率の明らかなもの

2 割

5 割

(ロ) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との割引率が異なるもの
又はそのいずれか一方に割引の適用がないもの

鉄 割
社 割

又は

社 割

(ハ) (イ)及び(ロ)以外のもの

割引

ホ 第103条各号及び第104条各号の規定による定期割引

(イ) 第103条第1号及び第104条第1号並びに第2号の規定によるもの

小中	42
----	----

(ロ) 第103条第2号及び第104条第3号の規定によるもの

高	46
---	----

△ 第107条第1号の規定による学生割引

(中略)

(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

第 証号

又は「証第 号」

(9) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆ き	か え り
有効期間は、片道の2倍です。	有効期間は、片道の2倍です。

(10) 削除

(中略)

△ 第74条の3の規定による臨時特殊割引

(イ) 割引率の明らかなもの

2 割

5 割

(ロ) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との割引率が異なるもの
又はそのいずれか一方に割引の適用がないもの

鉄 割
社 割

又は

社 割

(ハ) (イ)及び(ロ)以外のもの

割引

三 第103条各号及び第104条各号の規定による定期割引

(イ) 第103条第1号及び第104条第1号並びに第2号の規定によるもの

小中	42
----	----

(ロ) 第103条第2号及び第104条第3号の規定によるもの

高	46
---	----

ホ 第107条第1号の規定による学生割引

(中略)

(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

第 証号

又は「証第 号」

(9) 削除

(10) 削除

(中略)

(常備片道乗車券の様式)

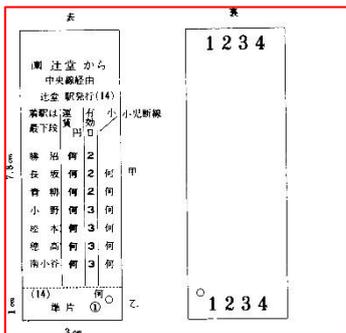
第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(準常備片道乗車券の様式)

第190条 準常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 着駅準常備式大人小児用



(2) 発駅準常備式大人小児用



(中略)

(補充片道乗車券の様式)

第191条 補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

(常備普通乗車券の様式)

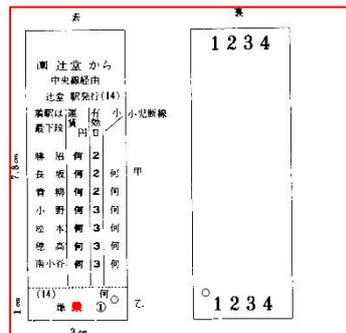
第189条 常備普通乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(準常備普通乗車券の様式)

第190条 準常備普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 着駅準常備式大人小児用



(2) 発駅準常備式大人小児用

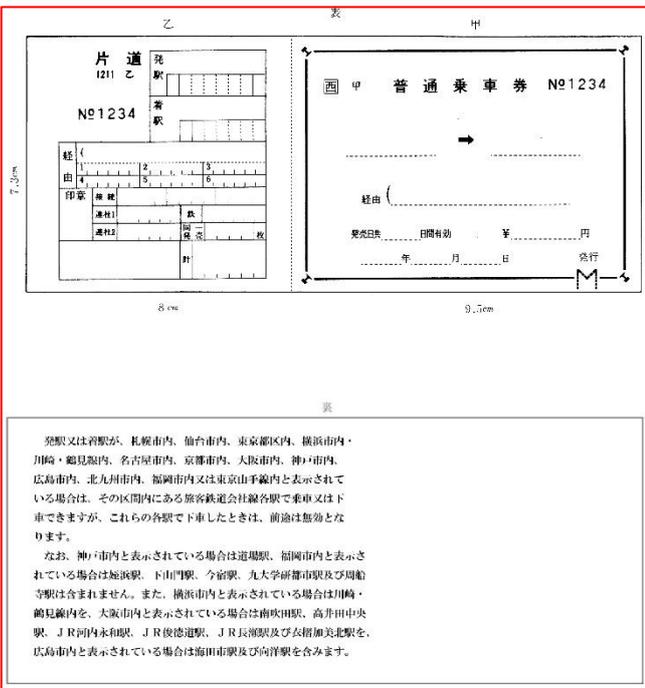


(中略)

(補充普通乗車券の様式)

第191条 補充普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



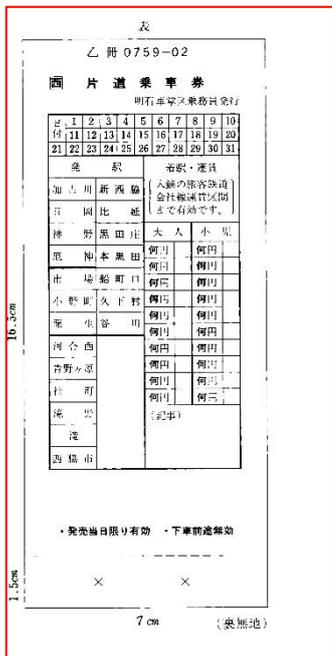
発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内、川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。

なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田駅及び向洋駅を含みます。

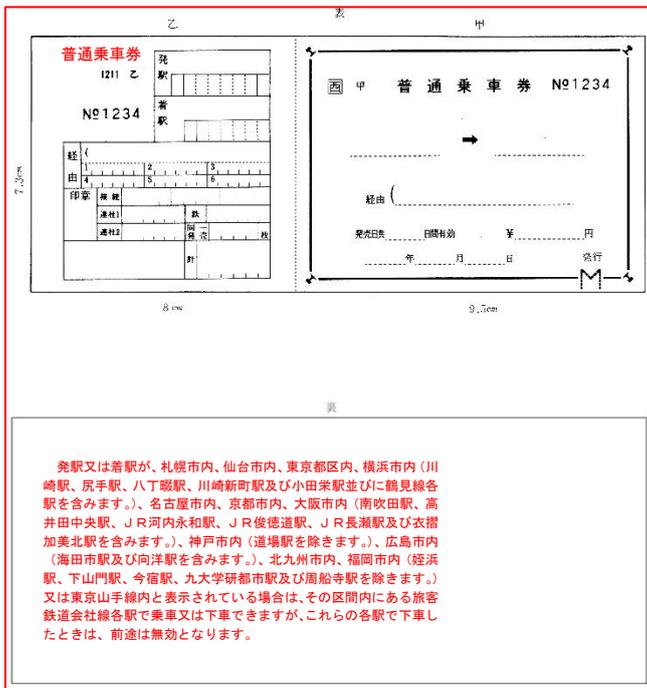
(車内片道乗車券の様式)

第192条 車内片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 金額入錠式大人小児用



(中略)

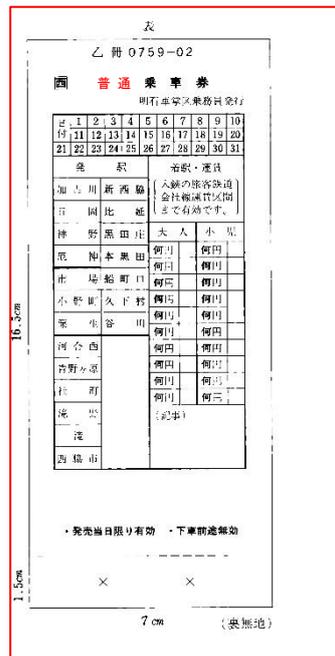


発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内(川崎駅、尻手駅、八丁堀駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含みます。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含みます。)、神戸市内(道場駅を除きます。)、広島市内(海田市駅及び向洋駅を含みます。)、北九州市内、福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除きます。)又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。

(車内普通乗車券の様式)

第192条 車内普通乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 金額入錠式大人小児用



(中略)

(4) 駅名固定式大人用・小児用

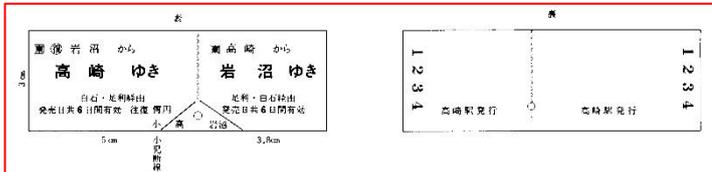


(中略)

(常備往復乗車券の様式)

第193条 常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

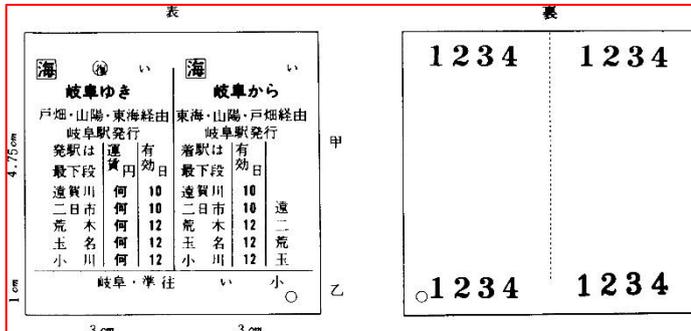
大人小児用



(準常備往復乗車券の様式)

第194条 準常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



(補充往復乗車券の様式)

第195条 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

(4) 駅名固定式大人用・小児用

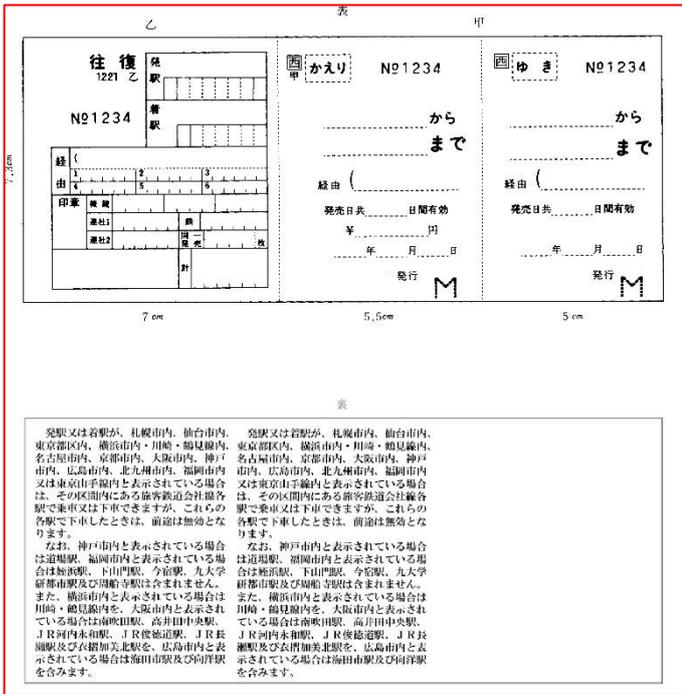


(中略)

第193条 削除

第194条 削除

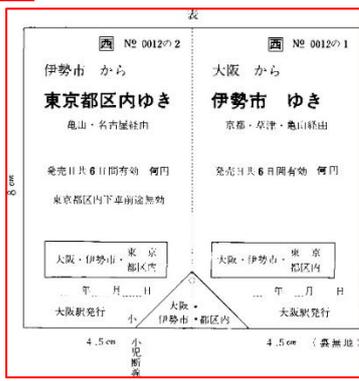
第195条 削除



(常備連続乗車券の様式)

第196条 常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人小児用



第197条 削除

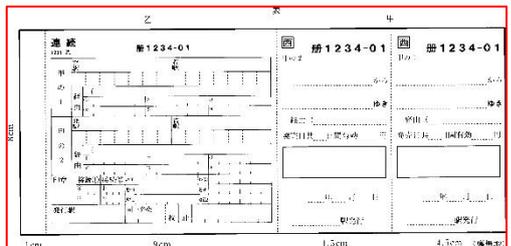
第196条 削除

第197条 削除

(補充連続乗車券の様式)

第198条 補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



(中略)

備考 必要に応じ、甲片の裏面に、第195条の様式の裏面の表示事項を印刷する。

第198条 削除

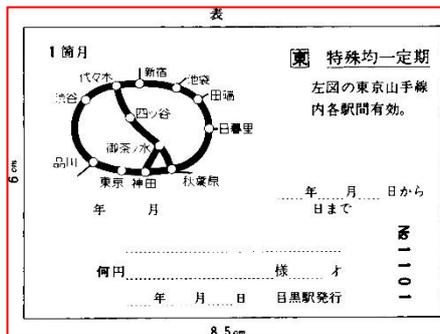
(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

(中略)

(3) 特殊均一定期乗車券大人用



備考 裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

(準常備定期乗車券の様式)

第200条 準常備定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(補充定期乗車券の様式)

第201条 補充定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次のとおりとする。

(中略)

(特殊共通券の様式)

第222条の2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券(急行・特別車両券(A)を含む。)、寝台券(急行・寝台券を含む。)、座席指定券(急行・座席指定券を含む。))又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常備式
イ 定期乗車券用

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

(中略)

(準常備定期乗車券の様式)

第200条 準常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(補充定期乗車券の様式)

第201条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(中略)

(特殊共通券の様式)

第222条の2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券(急行・特別車両券(A)を含む。)、寝台券(急行・寝台券を含む。)、座席指定券(急行・座席指定券を含む。))又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常備式
イ 定期乗車券用



(中略)

(2) 記入式

イ 定期乗車券用



ロ イ以外の乗車券類用

(様式省略)

備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(特殊指定共通券の様式)

第223条 特殊指定共通券は、普通乗車券、定期乗車券（第6種に限る。）、普通回数乗車券（第4種に限る。）、団体乗車券（第2種及び第5種に限る。）、指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種



(中略)

(2) 記入式

イ 定期乗車券用



ロ イ以外の乗車券類用

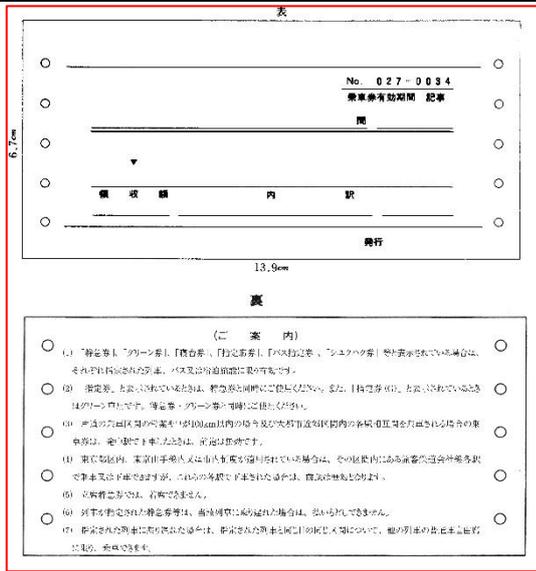
(様式省略)

備考 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(特殊指定共通券の様式)

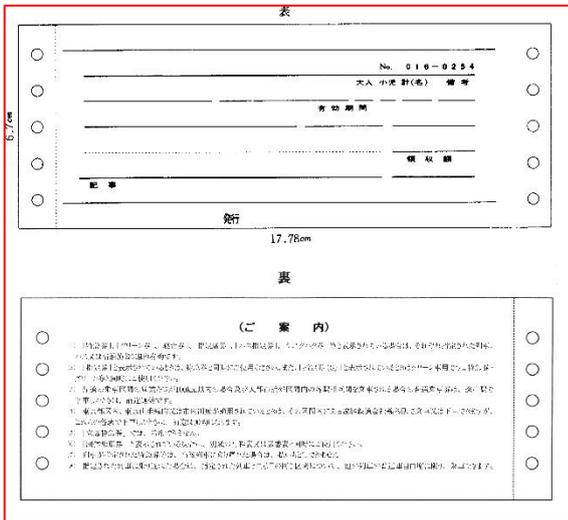
第223条 特殊指定共通券は、普通乗車券、定期乗車券（第6種に限る。）、普通回数乗車券（第4種に限る。）、団体乗車券（第2種及び第5種に限る。）、指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種

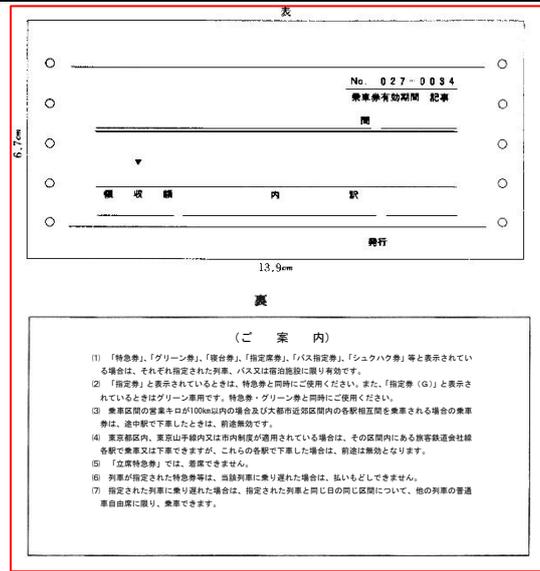


- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、普通乗車券の場合は「乗車券」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「(小)」と表示する。
- (2) 乗車区間又は有効期間は、第2行目の左方に、かたかなによつて表示する。
- (3) 指定券の場合の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
- (4) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(2) 第2種

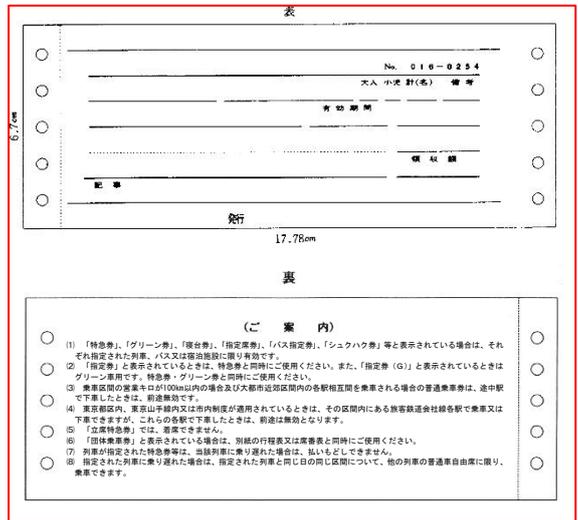


- 備考 (1) 乗車券類の種類は、太わく内の第1行目の左欄に、普通乗車券の場合は「乗車券※※※」、**乗車券(ユキ)※※※**又は**乗車券(レンゾク)※※※**、団体乗車券の場合は「団体乗車券(B小口普通)」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、太わく内の第2行目の左欄に、かたかなによつて「トウキョウトクナイ→オオサカシナイ」又は「トウキョウ→シンオオサカ」の例



- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、普通乗車券の場合は「乗車券」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「(小)」と表示する。
- (2) 乗車区間又は有効期間は、第2行目の左方に、かたかなによつて表示する。
- (3) 指定券の場合の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
- (4) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(2) 第2種



- 備考 (1) 乗車券類の種類は、太わく内の第1行目の左欄に、普通乗車券の場合は「乗車券※※※」、団体乗車券の場合は「団体乗車券(B小口普通)」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、太わく内の第2行目の左欄に、かたかなによつて「トウキョウトクナイ→オオサカシナイ」又は「トウキョウ→シンオオサカ」の例により表示する。

により表示する。

- (3) 有効期間は、当該欄に、「何月何日カラ何日間」の例により表示する。
- (4) 指定券の場合の指定内容は、太わく内の第3行目の左欄に、「何月何日ひかり何号何時何分発何号車何番何席」の例により表示する。
- (5) 団体乗車券の場合は、別表第2号の2に定める行程表又は席番表に必要事項を表示して添付する。
- (6) 備考欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(3) 第3種

表

	No. 027-034
乗車券	乗車券有効期間 記号
日 間	
月 日	号 (使)
▽	▽
発	号車 番 席 (段)
取 扱 内 容	取 扱 内 容
▽	▽
発 行	

13.9cm

裏

(ご 案 内)

<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。 ○ (2) 「グリーンケン」を除く場合は、特に指定がない限り、列車の種別に関係なく有効です。 ○ (3) 指定列車種別が乗車券の有効期間の満了まで有効な列車種別は、乗車券に記載されている列車種別と一致する必要があります。 ○ (4) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (5) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」は、払い戻しできません。 ○ (6) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (7) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。 ○ (2) 「グリーンケン」を除く場合は、特に指定がない限り、列車の種別に関係なく有効です。 ○ (3) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (4) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (5) 「トッキュウケン」では、有効できません。 ○ (6) 列車が指定された列車種別は、当該列車に乗り遅れた場合は、払い戻しできません。 ○ (7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ区間について、他の列車の普通車自由座席に限り、乗車できます。
--	--

(中略)

(4) 第4種

(様式省略)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。

(中略)

(6) 第6種

- (3) 有効期間は、当該欄に、「何月何日カラ何日間」の例により表示する。
- (4) 指定券の場合の指定内容は、太わく内の第3行目の左欄に、「何月何日ひかり何号何時何分発何号車何番何席」の例により表示する。
- (5) 団体乗車券の場合は、別表第2号の2に定める行程表又は席番表に必要事項を表示して添付する。
- (6) 備考欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(3) 第3種

表

	No. 027-034
乗車券	乗車券有効期間 記号
日 間	
月 日	号 (使)
▽	▽
発	号車 番 席 (段)
取 扱 内 容	取 扱 内 容
▽	▽
発 行	

13.9cm

裏

(ご 案 内)

<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。 ○ (2) 「グリーンケン」を除く場合は、特に指定がない限り、列車の種別に関係なく有効です。 ○ (3) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (4) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (5) 「トッキュウケン」では、有効できません。 ○ (6) 列車が指定された列車種別は、当該列車に乗り遅れた場合は、払い戻しできません。 ○ (7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ区間について、他の列車の普通車自由座席に限り、乗車できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。 ○ (2) 「グリーンケン」を除く場合は、特に指定がない限り、列車の種別に関係なく有効です。 ○ (3) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (4) 乗車券の有効期間は、乗車券に記載されている乗車券の有効期間の満了まで有効です。 ○ (5) 「トッキュウケン」では、有効できません。 ○ (6) 列車が指定された列車種別は、当該列車に乗り遅れた場合は、払い戻しできません。 ○ (7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ区間について、他の列車の普通車自由座席に限り、乗車できます。
--	--

(中略)

(4) 第4種

(様式省略)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。

(中略)

(6) 第6種

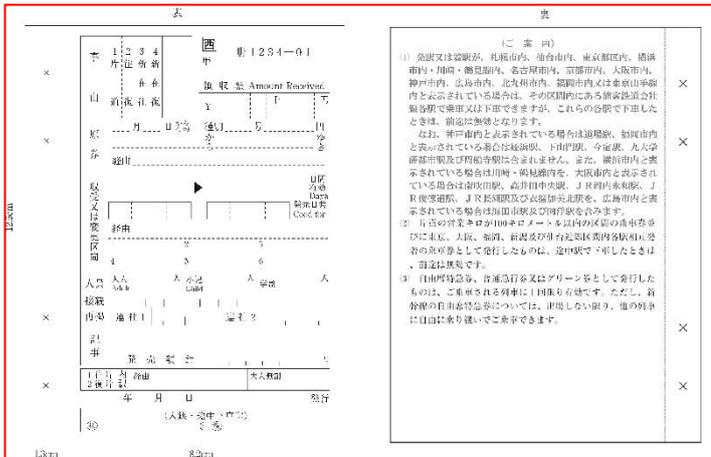


(中略)

(一般用特別補充券の様式)

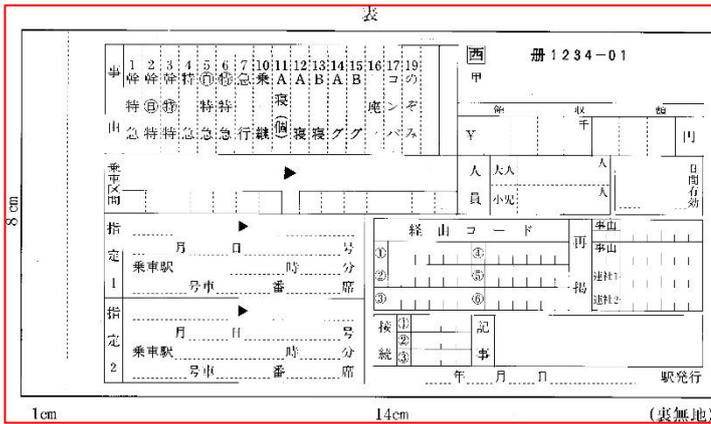
第225条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券



(中略)

(2) 料金専用補充券



(3) 車内補充券

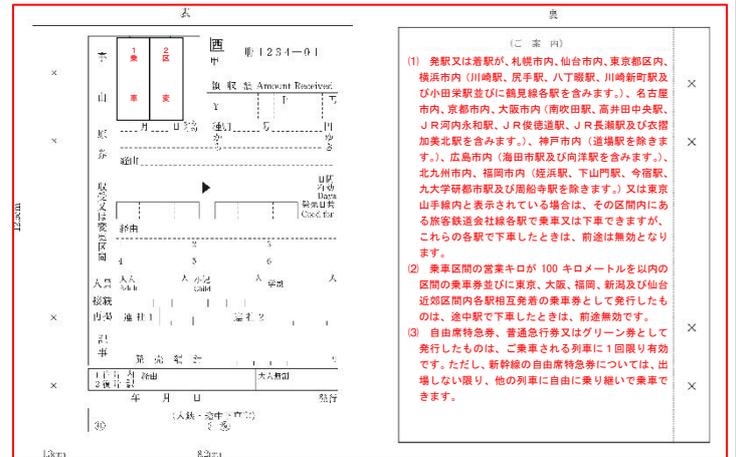


(中略)

(一般用特別補充券の様式)

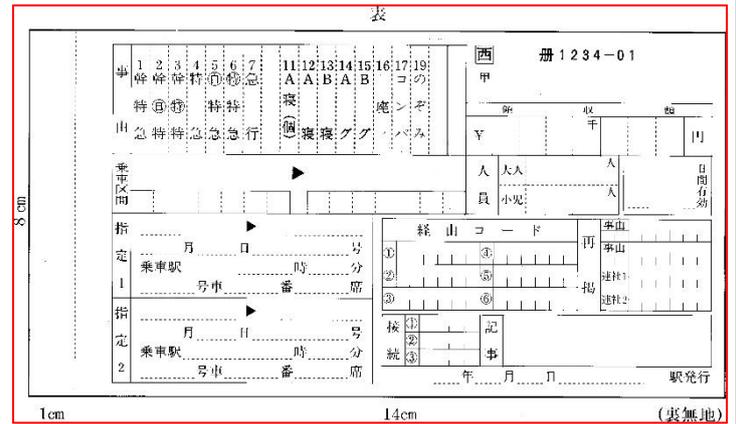
第225条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券

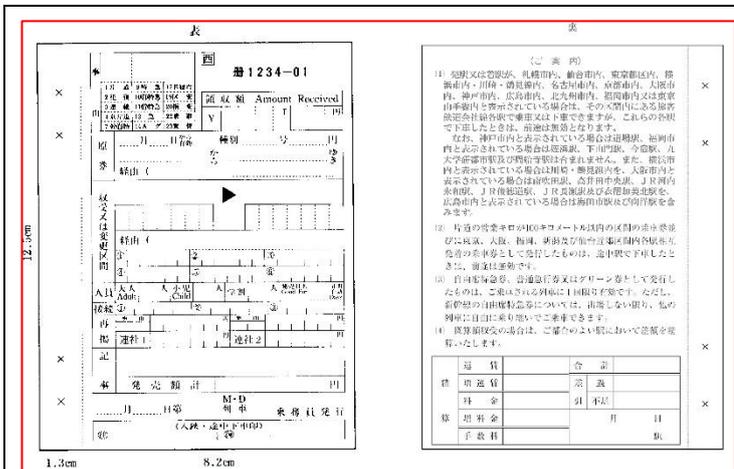


(中略)

(2) 料金専用補充券



(3) 車内補充券

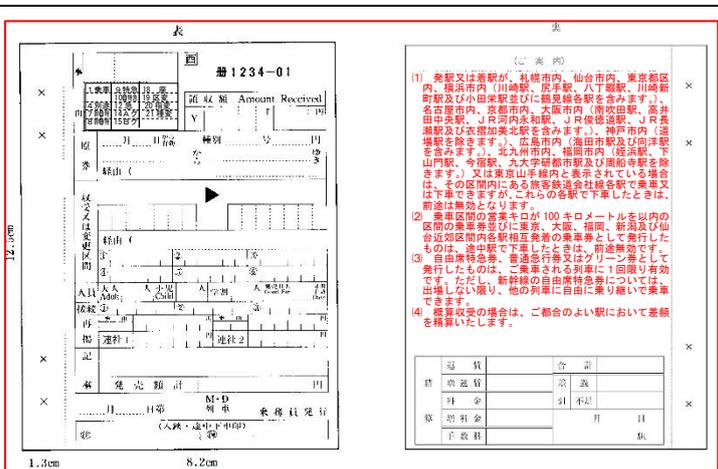


備考 必要に応じ、指定欄を印刷する。

(特殊区間用特別補充券の様式)

第226条 特殊区間用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

駅名式大人小児用



備考 必要に応じ、指定欄を印刷する。

(特殊区間用特別補充券の様式)

第226条 特殊区間用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

駅名式大人小児用



(乗車変更専用特別補充券の様式)

第227条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 区間変更用

(様式省略)

(2) 種類変更用

大人小児用

(様式省略)

(3) 別途乗車復路用



(乗車変更専用特別補充券の様式)

第227条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 区間変更用

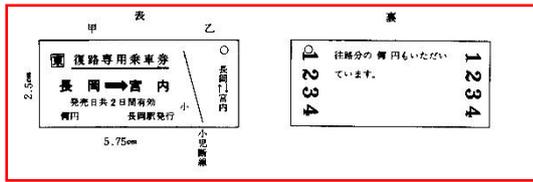
(様式省略)

(2) 種類変更用

大人小児用

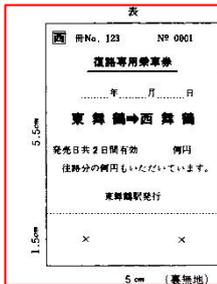
(様式省略)

イ 硬券式大人小児用



ロ 軟券式大人用・小児用

(様式省略)



(中略)

(中略)

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

第243条 個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

2 往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があつた場合に限り、その取扱いをする。

2 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

3 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(中略)

(中略)

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間等)

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間等)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第154条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第249条第2項第1号ロの規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

2 前項の規定により有効期間を計算する場合において、変更区間に対する第154条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。この場合、第249条第2項第1号ロの(ロ)の規定により区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の発駅から変更着駅までを変更区間とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によつて旅客の希望するところの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券類の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限つて、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。

(1) 普通乗車券相互間の変更

(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更

(3) 自由席特別車両券(急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

(4) 指定券(急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更

(中略)

5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。

6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客

3 前各項にかかわらず、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が東京近郊区間、福岡近郊区間、新潟近郊区間又は仙台近郊区間内相互発着となる乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、変更当日限りとする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によつて旅客の希望するところの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合又は当該駅から折り返して原乗車券類の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限つて、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。

(1) 指定急行券以外の急行券相互間の変更

(2) 自由席特別車両券(急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

(3) 指定券(急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

(4) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更

(中略)

5 第244条及び第3項の規定は、第1項第4号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。

6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客

運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであつて、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によつて計算する。

(区間変更)

第249条 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間（変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ イの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用

運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであつて、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によつて計算する。

(区間変更)

第249条 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間（変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

ロ 前イの規定にかかわらず、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対して

のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 大都市近郊区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内の駅に区間変更の取扱いをするとき

(ロ) 片道の乗車区間の営業キロが100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき

(2) 自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方)

第250条 第69条に規定する特定区間又は第157条に規定する選択乗車区間の適用のある普通乗車券を所持する旅客が、旅行開始後に、当該特定区間又は選択乗車区間の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更をする場合は、旅客運賃計算の変更開始駅又は変更終了駅を次の各号に定める駅として旅客運賃の計算をする。

(1) 第69条の特定区間内の場合は、特定区間内の分岐となる駅とする。

(2) 第157条の選択乗車区間内の場合は、旅客運賃計算経路の駅が変更の開始又は終了となる場合はその駅とし、旅客運賃計算経路でない一方の経路の駅が変更の開始又は終了となる場合は、その選択乗車区間が開始又は終了となる駅とする。

2 第70条第1項に規定する特定区間の適用のある普通乗車券（第70条第2項の適用のあるものを除く。）を所持する旅客が、旅行開始後に、同区間内の駅を変更開始駅とし、同区間外にまたがる区間変更をする場合は、同区間内における入口の駅を旅客運賃計算の変更開始駅として旅客運賃の計算をする。

3 第70条第2項に規定する特定区間の適用のある普通乗車券を所持する旅客が、旅行開始後に、同区間内の駅を変更開始駅とし、同区間外にまたがる区間変更をする場合は、旅客運賃計算の変更開始駅を次の各号に定める駅として旅客運賃の計算をする。

(1) 第69条第1項第5号に規定する特定区間内の場合は、特定区間内の分岐となる駅とする。

(2) 第70条第1項に規定する特定区間内の場合は、同区間内に

も適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(イ) 大都市近郊区間内相互発着の乗車券で、同区間内相互発着の乗車券に区間変更の取扱いをするとき

(ロ) 乗車区間の営業キロが100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき

(2) 自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券

原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方)

第250条 第69条又は第157条の規定が適用される普通乗車券を所持する旅客が、旅行開始後に、第69条に規定する特定区間又は第157条に規定する選択乗車区間の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更をする場合は、旅客運賃計算の変更開始駅又は変更終了駅を次の各号に定める駅として旅客運賃の計算をする。

(1) 第69条に規定する特定区間内の場合は、特定区間内の分岐となる駅とする。

(2) 第157条に規定する選択乗車区間内の場合は、旅客運賃計算経路の駅が変更の開始又は終了となる場合はその駅とし、旅客運賃計算経路でない一方の経路の駅が変更の開始又は終了となる場合は、その選択乗車区間が開始又は終了となる駅とする。

2 第70条第1項又は第3項の規定が適用される普通乗車券を所持する旅客が、旅行開始後に、第70条第1項に掲げる図の太線区間内の駅（同区間内における出口の駅を除く。）を変更開始駅とし、同区間外にまたがる区間変更をする場合（第4項の規定により区間変更する場合を除く。）は、同区間内における入口の駅を旅客運賃計算の変更開始駅として旅客運賃の計算をする。

3 第70条第2項の規定が適用される普通乗車券を所持する旅客が、旅行開始後に、第69条第1項第5号に規定する特定区間内又は第70条第1項に掲げる図の太線区間内の駅（第70条第1項に掲げる図の太線区間内における出口の駅を除く。）を変更開始駅とし、同区間外にまたがる区間変更をする場合は、旅客運賃計算の変更開始駅を次の各号に定める駅として旅客運賃の計算をする。

(1) 第69条第1項第5号に規定する特定区間内の場合は、特定区間内の分岐となる駅とする。

(2) 第70条第1項に掲げる図の太線区間内の場合は、同区間内

における旅客運賃計算経路上の入口の駅とする。

における旅客運賃計算経路上の入口の駅とする。

4 第70条第1項又は第3項の規定が適用される普通乗車券を所持する旅客が、前条第1項第3号に規定する区間変更を申し出た場合であつて、次の各号に該当するときは、変更開始駅から新宿駅までを変更区間として旅客運賃を計算する。

(1) 第70条第1項の規定が適用され、その券面に表示された経路において、同項に掲げる図の太線区間の入口の駅が品川駅、出口の駅が新宿駅である普通乗車券を、同区間の入口の駅が東京駅、出口の駅が新宿駅となる経路に変更する場合

(2) 第70条第3項の規定が適用され、その券面に表示された経路において、同条第1項に掲げる図の太線区間の入口の駅が東京駅、出口の駅が新宿駅である普通乗車券を、同区間の入口の駅が品川駅、出口の駅が新宿駅となる経路に変更する場合

(東京・熱海間にかかわる区間変更等の取扱い)

第250条の2 営業キロが100キロメートルを超え、東海道本線又は東海道本線（新幹線）中東京・熱海間の一部又は全部を券面に表示された経路に含む普通乗車券（第159条第1項の規定により東海道本線東京・品川間をう回して乗車することができるものを含む。）を所持する旅客が、旅行開始後に次のいずれかの区間変更を申し出た場合は、前2条の規定にかかわらず、第249条第2項第1号口の規定により取り扱う。

(1) 東京近郊区間内相互発着の普通乗車券を、東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由して、その前後の区間がそれぞれ東京近郊区間内相互発着となる区間に変更する場合

(2) 東海道本線（新幹線）中品川・熱海間の一部又は全部を券面に表示された経路に含む普通乗車券を、東海道本線（新幹線）中東京・品川間を経由し、その前後の区間がそれぞれ東京近郊区間内相互発着となる区間に変更する場合

(3) 東海道本線（新幹線）中東京・品川間を券面に表示された経路に含み、その前後の区間がそれぞれ東京近郊区間内相互発着となる普通乗車券を、東京近郊区間内相互発着となる区間に変更する場合

2 東海道本線又は東海道本線（新幹線）中東京・熱海間の一部又は全部を券面に表示された経路に含む普通乗車券（第159条第1項の規定により東海道本線東京・品川間をう回して乗車することができるものを含む。）を所持する旅客が、東海道本線と東海道本線（新幹線）との間の経路の変更を含む区間変更を申し出た場合は、前2条及び前項の規定によるほか、別に定めるところにより、区間変更等の取扱いをすることがある。

(種類変更)

(種類変更)

第251条 自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は特別車両券を所持する旅客は、使用

第251条 自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は特別車両券を所持する旅客は、使用

開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について、次の各号に定める種類の変更(この変更に伴う営業キロ地帯又は区間の変更を含む。)(この変更を「種類変更」という。)をすることができる。ただし、種類変更は、原乗車券類の全区間について変更する場合に限って取り扱う。

(中略)

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに申し出があつた場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃收受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、第249条第2項第1号イ及び同項第2号の規定を準用する。

(中略)

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の收受)

第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃(特別車両定期乗車券にあつては、特別車両料金を含む。)と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

(1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合は、その効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失つた日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して(特別車両定期乗車券にあつては、特別車両に乗車したも

開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について、次の各号に定める種類の変更(この変更に伴う営業キロ地帯又は区間の変更を含む。)(この変更を「種類変更」という。)をすることができる。ただし、種類変更は、原乗車券類の全区間について変更する場合に限って取り扱う。

(中略)

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更、指定券変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取り扱い、また、指定券に関する変更については、原団体乗車券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前までに申し出があつた場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃收受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃及び料金を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によつて計算する。

(1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算方は、第249条第2項第1号イ及び同項第2号 並びに第250条の2の規定を準用する。

(中略)

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の收受)

第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃(特別車両定期乗車券にあつては、特別車両料金を含む。)と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

(1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合は、その効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失つた日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して(特別車両定期乗車券にあつては、特別車両に乗車したも

は、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間、また、特殊均一定期乗車券にあつては、営業キロ35キロメートル相当分を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃（特別車両定期乗車券にあつては、特別車両料金を含む。）

（中略）

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となつた場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限つて、これを駅に差し出して既に支払つた旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であつて往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によつて証明をした普通乗車券については、同条の規定によつて証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

（中略）

（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であつて、かつ、その現に使用している券片の乗車しない区間の営業キロが、100キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため100キロメートルを超える場合を除く。）に限つて、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払つた旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

は、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（又は2回）ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃（特別車両定期乗車券にあつては、特別車両料金を含む。）

（中略）

（旅行開始前の旅客運賃の払いもどし）

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となつた場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限つて、これを駅に差し出して既に支払つた旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第64条の規定によつて証明をした普通乗車券については、同条の規定によつて証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

（中略）

（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であつて、かつ、その現に使用している券片の乗車しない区間の営業キロが、100キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため100キロメートルを超える場合を除く。）に限つて、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払つた旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 往復乗車券又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を適用する。

3 旅客は、**第1項**の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。

(中略)

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の**片道**普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の**片道**普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第39条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であつて、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する**片道**普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の**片道**普通旅客運賃によつて計算する。

3 **第1項及び第2項**の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(中略)

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第290条の3 旅客は、第282条、第289条、第290条、第290条の2又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除

2 旅客は、**前項**の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。

(中略)

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第39条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であつて、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。

3 **前各項**の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(中略)

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第290条の3 旅客は、第282条、第289条、第290条、第290条の2又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条**まで**又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除

いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通入場券

イ ロ、ハ及びニ以外の駅

大人 150円

小児 70円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 150円

小児 70円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 150円

小児 70円

ニ 第140条第1項第3号規定区間内の各駅

大人 160円

小児 80円

(2) 定期入場券

イ ロ、ハ及びニ以外の駅

大人 4,620円

小児 2,310円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 4,280円

小児 2,140円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 4,310円

小児 2,150円

ニ 第140条第1項第3号規定区間内の各駅

大人 4,920円

小児 2,460円

いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場券の料金（以下「普通入場料金」という。）

大人 210円

小児 100円

ただし、新青森駅にあつては、次号イに規定する額とする。

ロ 定期入場券の料金（以下「定期入場料金」という。）

大人 6,220円

小児 3,110円

ただし、新青森駅にあつては、次号ロに規定する額とする。

(2) 東日本旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場料金

大人 160円

小児 80円

ただし、新横浜駅、国府津駅、小田原駅、熱海駅、甲府駅、塩尻駅及び辰野駅にあつては、次号イの(イ)に規定する額、東京駅及び品川駅にあつては、同イの(ロ)に規定する額、上越妙高駅及び南小谷駅にあつては、第4号イに規定する額とする。

ロ 定期入場料金

大人 4,910円

小児 2,450円

ただし、新横浜駅、国府津駅、小田原駅、熱海駅、甲府駅、塩尻駅及び辰野駅にあつては次号ロの(イ)に規定する額、上越妙高駅及び南小谷駅にあつては、第4号ロの(イ)に規定する額とする。

(3) 東海旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場料金

(イ) (ロ)以外の駅

大人 150円

小児 70円

(ロ) 第140条第1項第2号規定区間内の各駅

大人 160円

小児 80円

□ 定期入場料金

(イ) (ロ)以外の駅

大人 4,620円

小児 2,310円

(ロ) 第140条第1項第2号規定区内の各駅

大人 4,920円

小児 2,460円

ただし、東京駅及び品川駅にあつては、前号ロに規定する額とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場料金

大人 150円

小児 70円

□ 定期入場料金

(イ) (ロ)以外の駅

大人 4,620円

小児 2,310円

(ロ) 電車特定区内の各駅

大人 4,310円

小児 2,150円

(5) 四国旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場料金

大人 190円

小児 90円

ただし、児島駅にあつては前号イに規定する額とする。

□ 定期入場料金

大人 5,910円

小児 2,950円

ただし、児島駅にあつては前号ロの(イ)に規定する額とする。

(6) 九州旅客鉄道会社内の各駅

イ 普通入場料金

大人 200円

小児 100円

ただし、下関駅、小倉駅及び博多駅にあつては、第4号イに規定する額とする。

□ 定期入場料金

大人 6,640円

小児 3,320円

ただし、下関駅、小倉駅及び博多駅にあつては、第4号ロの(イ)に規定する額とする。

会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。

(1) 普通入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 210円

小児 100円

ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 190円

小児 90円

ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 200円

小児 100円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

(2) 定期入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 6,220円

小児 3,110円

ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,910円

小児 2,950円

ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 6,640円

小児 3,320円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

(中略)

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によつて、入場券を所持しないで入場した場合又は第297条第1項第1号から第4号及び第6号の規定により入場券(定期入場券を除く。)を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。また、第297条第1項第5号に該当する場合(同項第1号から第

2 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

(中略)

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によつて、入場券を所持しないで入場した場合又は第297条第1項第1号から第4号まで及び第6号の規定により入場券(定期入場券を除く。)を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。また、第297条第1項第5号に該当する場合(同項第1号

4号まで及び第6号とあわせて該当する場合を含む。)は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの(小数点以下切り上げ)に、第295条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日1回ずつ入場したのものとして、前項の規定を準用する。

3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(中略)

(普通手回り品切符)

第310条 第309条の規定により普通手回り品料金を支払つて、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

(中略)

第2種 共用切符

(様式省略)

備考 (1) 甲・乙及び丙の3片制複写式とし、乙片を旅客に交付する。

(2) 番号は、800号から899号までとする。

(3) 紙質は、乙片は上質紙81.4g/m²とし、その他は薄葉紙22.1g/m²とする。

(4) 乙片の裏面上部に、はと目紙をつける。

(注) 「普通手回り品切符に代わる証票」とは、第192条に規定する車内片道乗車券又は第225条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。

(中略)

から第4号まで及び第6号とあわせて該当する場合を含む。)は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの(小数点以下切り上げ)に、第295条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日1回ずつ入場したのものとして、前項の規定を準用する。

3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(中略)

(普通手回り品切符)

第310条 第309条の規定により普通手回り品料金を支払つて、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

(中略)

第2種 共用切符

(様式省略)

備考 (1) 甲・乙及び丙の3片制複写式とし、乙片を旅客に交付する。

(2) 番号は、800号から899号までとする。

(3) 紙質は、乙片は上質紙81.4g/m²とし、その他は薄葉紙22.1g/m²とする。

(4) 乙片の裏面上部に、はと目紙をつける。

(注) 「普通手回り品切符に代わる証票」とは、第192条に規定する車内普通乗車券又は第225条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。

(中略)

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

線名	区間
あ	吾妻線 渋川・大前
	赤穂線 相生・東岡山
	左沢線 北山形・左沢
(中略)	
り	陸羽西線 新庄・余目
	陸羽東線 小牛田・新庄
る	留萌線 <u>深川・石狩沼田</u>
わ	和歌山線 王寺・和歌山

別表第1号

【第3条】

地方交通線の線名及び区間

線名	区間
あ	吾妻線 渋川・大前
	赤穂線 相生・東岡山
	左沢線 北山形・左沢
(中略)	
り	陸羽西線 新庄・余目
	陸羽東線 小牛田・新庄
わ	和歌山線 王寺・和歌山

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ <u>はちおうじ・おうめ</u> ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 <u>ハ はちおうじ号</u> <u>ニ おうめ号</u> <u>ホ</u> 富士回遊号 <u>ヘ</u> 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
	(5)	成田エクスプレス・ しおさい・わかしお ・さざなみ	イ 成田エクスプレス号 (ただし、空港第2ビル駅又は成田 空港駅を発又は着となる区 間を乗車する場合を除く。) ロ しおさい号 ハ わかしお号 ニ さざなみ号 ホ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 (空港第2ビル駅又は成田 空港駅を発又は着となる区 間を乗車する場合に限る。) ロ 別に定める列車
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車

(中略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ 富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 <u>ハ</u> 富士回遊号 <u>ニ</u> 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
	(5)	成田エクスプレス・ しおさい・わかしお ・さざなみ	イ 成田エクスプレス号 (ただし、空港第2ビル駅又は 成田空港駅を発又は着とな る区間を乗車する場合を除く。) ロ しおさい号 ハ わかしお号 ニ さざなみ号 ホ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 (空港第2ビル駅又は成田 空港駅を発又は着となる区 間を乗車する場合に限る。) ロ 別に定める列車
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車

(中略)

		<u>東日本旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）</u>	
		<u>（別紙）</u>	
別表第2号イの3	【第77条の4】	別表第2号イの3	【第77条の5】
九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額		九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額	
(表省略)		(表省略)	
別表第2号イの4	【第77条の5】	別表第2号イの4	【第77条の6】
地方交通線の営業キロの区間		地方交通線の営業キロの区間	
(表省略)		(表省略)	
別表第2号イの5	【第77条の6】	別表第2号イの5	【第77条の7】
北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)		北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)	
(表省略)		(表省略)	
		<u>別表第2号イの6</u>	【第77条の8】
		<u>東日本旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)</u>	
		<u>（別紙）</u>	
別表第2号イの6	【第79条】	別表第2号イの7	【第79条】
東京附近等の特定区間における最短経路の大人 <u>片道</u> 普通旅客運賃の特定額		東京附近等の特定区間における最短経路の大人普通旅客運賃の特定額	
(表省略)		<u>（別紙）</u>	
(中略)		(中略)	
<u>別表第2号口の3</u>	【第95条の3】	<u>別表第2号口の3</u>	【第95条の3】
<u>四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</u>		<u>東日本旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)</u>	
(表省略)		<u>（別紙）</u>	
<u>別表第2号口の4</u> 削除		<u>別表第2号口の4</u>	【第95条の4】
		<u>四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃</u>	
		(表省略)	
別表第2号口の5 削除		別表第2号口の5 削除	
別表第2号口の6	【第95条の4】	別表第2号口の6	【第95条の5】
九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃		九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃	
(表省略)		(表省略)	

<p>別表第2号口の7 【第95条の4】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>別表第2号口の7 【第95条の5】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>
<p>別表第2号口の8 【第95条の4】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>別表第2号口の8 【第95条の5】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>
<p>別表第2号ハの2 【第95条の2】</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>別表第2号ハの2 【第95条の2】</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>
	<p><u>別表第2号ハの3 【第95条の3】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>東日本旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(別紙)</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>別表第2号ニの6 【第95条の3】</p> <p>四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>別表第2号ニの6 【第95条の4】</p> <p>四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>別表第2号ニの18 【第95条の4】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>別表第2号ニの18 【第95条の5】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>
<p>別表第2号ニの19 【第95条の4】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>	<p>別表第2号ニの19 【第95条の5】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p style="text-align: center;">(表省略)</p>
<p>別表第2号ニの20 【第95条の4】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p>	<p>別表第2号ニの20 【第95条の5】</p> <p>九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p>

(中略)

別表第2号 ヘ

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合を除く。)

(表省略)

別表第2号 ト

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号 トの2

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号 チ 削除

別表第2号 リ 削除

別表第2号 ヌ 削除

別表第2号 ル 削除

別表第2号 ヲ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号 ヱ

【第99条】

大人通学定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(表省略)

別表第2号 カ 削除

別表第2号 コ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

(中略)

別表第2号 ヘ

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃

(表省略)

別表第2号 ト 削除

(削る)

別表第2号 チ 削除

別表第2号 リ 削除

別表第2号 ヌ 削除

別表第2号 ル 削除

別表第2号 ヲ 削除

別表第2号 ヱ 削除

別表第2号 カ 削除

(削る)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号ヨの2 【第99条】

大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号タ 【第99条】

大人通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

(表省略)

別表第2号タの2 【第99条】

大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合)

(表省略)

別表第2号レ 【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(表省略)

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号レの2 【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額

(表省略)

(以下略)

別表第2号ヨ 【第99条】

大人通勤定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合)

(表省略)

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(削る)

別表第2号タ 【第99条】

大人通学定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合)

(表省略)

別表第2号レ 【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額

(別紙)

(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第2号レの2 【第99条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額

(別紙)

(以下略)